

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 3 月 2 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成27年3月24日

開　　議	9時30分
日程第1	発議第1号　岩出市議会委員会条例の一部改正について
日程第2	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、発議第 1 号の委員会提出議案につきまして、提出者の趣旨説明に引き続きまして、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件

○井神議長 日程第 1 発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

この件につきましては、昨日の本会議におきまして、提出者の趣旨説明を求めず、審議を行い、議決いたしました。

議員の皆様方には、ご迷惑をおかけまして、大変申しわけございませんでした。

この際、発議第 1 号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

吉本勸曜議員、演壇でお願いします。

○吉本議員 皆さん、おはようございます。

昨日、議決いただきました発議第 1 号につきまして、前後いたしますが、趣旨説明をさせていただきます。

発議第 1 号

岩出市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び岩出市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 23 日

(提出者) 議会運営委員会委員長 吉本勸曜

本文につきましては、朗読を省略させていただき、趣旨説明をさせていただきます。

先の第 186 回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」と併せ、地方自治法第 121 条(長及び委員長等の出席義務)が改正されたため、今回、条例の一部を改正するものであります。

以上です。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○井神議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、2番、宮本要代議員、15番、増田浩二議員、14番、市來利恵議員、16番、尾和弘一議員、10番、田畑昭二議員、3番、玉田隆紀議員、以上6名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、総括方式で質問をさせていただきます。

1点目は、スクールソーシャルワーカーの全校配置をです。

ことし2月5日、紀の川市において少年が殺害されるという痛ましい事件が起きました。事件の発生が放課後の時間帯で、児童が刃物で切られるという凄惨な事件であり、当時、加害者が逃亡をしておりました。事件の現場は、岩出市に隣接しているということで、市民の方々が非常に心配をしておりました。翌日は、保護者の皆様に初め先生方や、平素、見守りに携わってくださっております地域の皆様など、総出で児童・生徒の登下校の見守りやパトロールをしてくださったとお伺いしております。大変にご苦労さまでした。

岩出市として、登下校の安全性の確保や放課後の過ごし方など、児童・生徒に対してどう取り組まれたのでしょうか、お聞きします。

次に、2月27日、川崎市で中学1年生が殺害される事件が起きました。少年が中1の男児にカッターナイフで切りつけるという犯行が大変残虐であり、社会に多大な影響を与えました。この事件を受けて、文部科学省は全国の小・中・高校などに在籍する児童・生徒の安全に関する緊急調査を行いました。この調査は、調査の対象を、1、学校がない日を除いて7日間以上連続で連絡がとれず、生命や身体に被害が生じるおそれがある。2、連絡はとれているが、学校外の集団とかかわり、生命や身体に被害が生じるおそれがあると定義して、この2項について、2月27日に調査を初め、3月9日までに報告をまとめました。そして、その結果が3月13日

に公表されております。

文科省は、生命または身体に被害が生じるおそれがある児童・生徒は400人だったと発表しましたが、しかし、定義が曖昧で、学校や教育委員会の捉え方に差があり、文科省は、解釈によって報告数にばらつきが出たと認め、全員が危険な状況にあるわけではないと説明をしております。

新聞によりますと、和歌山県では、1の7日間以上連続して連絡がとれず、生命や身体に被害が生じる恐れがあると回答した人数は2名でした。岩出市の調査の結果はどうであったのか、お聞きします。

新聞によりますと、川崎市の事件では、被害者の母のコメントが反響を呼んでいるという記事が載りました。新聞では、ひとり親家庭の親や専門家からは、母の愛情だけでは子供を守れない。社会の支援が必要であると報じるとともに、厚生労働省の2011年度全国母子世帯等調査によると、母子家庭の母親の8割が働き、その約半数がパートやアルバイトで、平均年収は約180万円であり、生活保護や児童扶養手当などを含めても223万円であるとも発表しています。さらに、ひとり親家庭は親の労働時間が長く、子供と向き合うゆとりが生まれにくいという記事も掲載されていました。

その上、学校の先生方も多忙をきわめておられます。日本教育新聞によりますと、昨年9月から10月にかけて、全国連合小学校長会が実施をした調査と、文科省が平成18年度に実施をした教員勤務実態調査と比べております。勤務時間は、1日当たり20分増加し、10時間52分と報告し、そのうち授業や生徒指導など児童に直接指導する時間は、1日当たり6時間34分で、18年度と比べて1時間17分減少し、反面、成績処理や提出物の確認、学年・学級通信の作成など、児童の教育に間接的にかかわる時間は、1時間3分の増加の1時間55分でした。この調査は、学力向上にかかわる施策への対応やいじめ防止、防災教育など、多様な教育環境と向き合うことによる事務処理の増加などが一因であると分析しております。

以上のことから、近年の子供たちを取り巻く環境等の変化とともに、今までの生徒指導体制では十分対応しにくい事案も増加し、これらに対応するため、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童・生徒が置かれている環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの役割は、ますますその重要性を高めています。

2012年9月議会での私の一般質問では、スクールソーシャルワーカーは、第二中学校のみに配置をしているとの答弁でした。全校配置に向け、取り組みを願うものですが、お考えをお聞きします。

2点目は、防災についてです。

3月14日から仙台市で国連防災世界会議が開かれ、18日閉会を迎えました。兵庫県の井戸知事は、16日、1995年の阪神・淡路大震災の教訓や、その後の取り組みなどを報告しています。兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験や教訓を踏まえた防災指針「兵庫行動枠組」が採択され、学校や自治会などのコミュニティ単位で防災力を強化する必要が盛り込まれています。この枠組を継承する新たな枠組が仙台会議で採択されました。阪神・淡路大震災は直下型の大地震で、死者の8割以上が木造住宅などの倒壊による圧死や窒息死でした。既存不適格の建物に被害が集中したことから、現在、既存不適格の木造家屋を対象に、耐震診断や補強に助成が実施されています。

岩出市は、東日本大震災のような津波の被害より、阪神・淡路大震災の直下型地震の被害のような建物の倒壊や家具の転倒による被害への備えが大切です。岩出市では、家具類の転倒・落下・移動防止対策を進められていると思いますが、多くの人が来場するイベントなどで機会あるごとに、取り付け方法などの実演などを通し、啓発に努めてはどうかと思います。

家具をL字金具で壁に直接ねじ固定する方法が、最も効果が高いそうです。命を守り、けがをしないためにも、地震に対する備えとして、家具の転倒防止器具を取り付け、固定率の向上を目指し、周知・啓発を望みます。このことについてお考えをお聞きします。

3点目は、読書活動についてです。

岩出図書館は、上岩出公民館、中央公民館、総合福祉センター、駅前ライブラリーに分館・分室を持っています。この分館・分室のそれぞれの利用状況はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

次に、昨年、総務文教常任委員会で読書活動の視察のため、北海道恵庭市に行ってきました。恵庭市は、ブックスタート事業が国内で2番目に開始されたまちで、読書のまち恵庭を目指しています。視察の中で、特に記憶に残ったのは、読み聞かせボランティアの男声読み聞かせ隊のことです。「男声」というのは、「男の声」と書きます。子供たちに女性の声と違った反響があるそうです。岩出市も団塊の世代の元気な方々がたくさんおられます。ぜひとも読み聞かせに携わる方々の養成講座を開催してはどうでしょうか。受講していただき、女性も男性も読み聞かせに携わっていただきたいです。そして、青少年の豊かな情操を育てていただきたいと思っています。いかがでしょうか。

次に、田辺市の学びの丘に県の建物ですが、B i g ・ U があります。昨年 8 月に視察と研修に行きましたが、夏休みでもあり、中高生が早朝より通路のテーブルに座り学習をしていました。建物の構造が岩出市の公民館と違い、比べることができませんが、B i g ・ U では活気のある光景が見られました。駅前ライブラリーや中央公民館など、もっと中高生が活用できるようにできないでしょうか。

現在、辞書や分室・分館での本を借りての学習はできると伺いましたが、自分で学習の用意をしてきて勉強のできるように、分室・分館を開放してはどうかと考えますが、お考えをお聞きします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の 1 点目、子供を守る取り組みについてお答えいたします。

今回、紀の川市で発生した事件は、教育に携わる者の 1 人として、まさに痛恨のきわみであり、未然に防ぐことができなかつたのか、とても残念であります。亡くなられた児童のご冥福を心からお祈り申し上げます。

さて、加害者が逃亡している状況の中で、岩出市内の子供を守る取り組みはどうしたのかについてであります。事件発生の当日、2 月 5 日の木曜日ですけれども、午後 5 時前に、県教育委員会から、旧那賀町の児童が何者かに刃物で切りつけられ病院へ救急搬送された、犯人は逃走中という連絡が第一報として入り、これを受け、市教育委員会では、各学校へ電話による緊急連絡を行い、注意喚起するとともに、市教育委員会と市の各部局が協力し、青色パトカーによる市内パトロールを実施いたしました。

また、詳細な情報収集を進めるとともに、保護者宛てに、市の配信メールにて事件の概要と翌日の登校時の見守り等の協力を呼びかけました。その後、続いて、保護者宛てに、翌日からの学校の対応や体制について、登校時での全教職員による校区内の見守り、小学校における 5 時間目までの授業及び教員引率による集団下校の実施、中学校における 6 時間目までの授業とクラブ・チーム活動の中止及び一斉下校の実施等の内容をメール配信するとともに、青少年育成市民会議にも連絡し、協力をお願いいたしました。

翌日の 2 月 6 日、金曜日ですけれども、それにつきましては、市役所、青少年センターの全ての青色パトカー巡回とともに、青少年育成市民会議の皆さんや、わだち会の方々にも青色パトカーの巡回や通学路での見守り等の強化を実施していただ

きました。学校関係では緊急校長会を開催し、強い危機意識を持つての学校の対応や体制の継続を指示するとともに、スポーツ少年団や放課後子ども教室等の中止を決定いたしました。

さらに、翌日の2月7日、土曜日に開催された区自治会長会議においても、この時点では、既に容疑者は逮捕されておりましたけれども、子供の安全確保についてのお願いのチラシの配布して、今後の対応をも含め、協力を呼びかけました。容疑者の逮捕を受け、週明けの2月9日、月曜からは通常の学校活動に戻ることを指示いたしました。

なお、この事件を今後の子供たちの安全確保に向けた取り組みに活かすために、2月の26日に、教育委員会、市総務課、学校、警察、青少年センターから成る岩出市内児童・生徒を守る協議会の臨時会議を開催し、この事件での対応の報告とともに、紀の川市で発生したことは、岩出市においても、いつでもどこでも起こり得るという危機意識を持つて、今後、この種の事件の未然防止等に向け、さらなる連携と各部署での取り組みの強化を図っていくことを協議いたしました。

2点目の緊急調査についてであります。

文部科学省の調査は、1つは、2月27日時点で、7日以上連続して当人と連絡がとれず、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれるもの、2つ目は、1に、今言ったことですけれども、該当する者のほか、学校外の集団とかかわりの中で、生命または身体に被害が生ずるおそれがあると見込まれる者の2項目の調査でありましたが、どちらの項目についても、本市では該当者はありませんでした。

3点目のスクールソーシャルワーカーの全学校配置につきましては、現在、岩出市には、県教育委員会から1名が配置されており、岩出第二中学校を拠点として、市内の小・中学校のケースにもかかわることとしております。子供の問題行動や不登校等には、子供の貧困や虐待等が背景にある場合もあり、このようなケースにはスクールソーシャルワーカーの役割が重要になってきております。こうしたことから、今後も県教育委員会に対し、増員を要望してまいります。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の2番目、防災についてお答えをいたします。

家具の転倒防止器具の取りつけは、地震災害の防止対策として大きな効果があり、また、各家庭において、少ない費用で簡単に取りつけできる防災対策であると認識してございます。

ご質問の周知・啓発につきましては、減災対策申し込みの募集チラシを平成23年8月に全戸配布したのを初め、県民の友への随時掲載や、今年度作成し配布した岩出市防災マニュアルへも掲載し、周知・啓発を図っているところで、今後も引き続き、地域防災訓練での啓発や広報紙などへの掲載を行い、周知を図ってまいります。

なお、啓発内容といたしましては、耐震診断やメール配信サービスなどの防災に関する内容も随時掲載するとともに、家具の転倒防止器具の取り付けについては、正しく取り付ける必要があることから、その点も考慮したものとしてまいります。また、イベントなどでの取り付けの方法の実演につきましては、地域防災訓練時に行うのが効果的かと考えておりますので、今後、前向きに検討してまいります。

○井神議長 教育部長。

○谷中教育部長 宮本議員ご質問の3番、読書活動についての1点目、岩出図書館分館の利用状況についてですが、平成25年度の入館者数は、駅前ライブラリー1万1,918人、総合保健福祉センター図書室1万8,388人、中央公民館図書室477人、上岩出地区公民館図書室1,685人で、合わせて3万2,468人となり、貸出冊数は、駅前ライブラリー1万3,433冊、総合保健福祉センター図書室1万220冊、中央公民館図書室571冊、上岩出地区公民館図書室1,669冊、合わせて2万5,893冊となっております。また、総合保健福祉センター図書室では、3カ月に1回、読み聞かせを実施しております。

次に、2点目の読み聞かせに携わる人の育成をについてですが、岩出図書館では、毎年二、三回、本の補修の仕方やエプロンシアターの演じ方など、さまざまな図書館ボランティア養成講座を開催しております。読み聞かせについては、今年度から来年度にかけて基礎的な読み聞かせの講座を開催することになっており、この3月20日に1回目を開催したところでございます。この講座は、岩出図書館ボランティアに加え、学校図書館ボランティアも対象としており、26人が参加されましたが、岩出図書館の読み聞かせボランティアの育成だけでなく、学校図書館支援も視野に入れ取り組んでいます。今後も、後継者育成のため、読み聞かせやその他ボランティア活動に必要なさまざまな技能を習得できるよう講座を実施するとともに、広く周知してまいります。

次に、3点目の公民館と同様に、分館を学習できる場に開放をについてですが、現在、岩出図書館同様、分館・分室においても、その資料を使っての読書、調査・研究目的での閲覧席の利用はしていただいておりますが、限られたスペースの中で資料を閲覧する方の席を少しでも多く設けるために、自習・学習の利用はご遠

慮いただいているところでございます。しかし、今後は比較的利用者の少ない中央公民館図書室において、自習・学習ができるように進めてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 児童・生徒が学校を離れた場合、彼らの行動を知ることは大変難しいことです。児童・生徒の行動を見かけ、気にかけてくださる地域の方からの通報は大事な情報であり、時には事件・事故となることを未然に防ぐことにつながる可能性があります。

以前に、住民の方が近くに住む中学校へ通う生徒のことで心配し、私に連絡をくれました。そのことを市にお伝えしたことがあります。その情報がどのような形で保護者に伝わったのかわかりませんが、誰が通報したのかと通報者探しとなり、相談をしてくれた地域住民の方が、その保護者の方と気まずくなり、お隣同士にしこりが残ることになりました。最近もその方とお会いしたとき、「この生徒のことが気かりであるけど、通報はな」というふうに言っています。DVや児童虐待も通報が市民の大事な務めだと思うのですが、近所つき合いが気まずくなるような結果になると、何のための通報かになってしまいます。

何かしてあげたいけれど、どうしていいかわからないとか、早く解決して、よいほうに行ってほしいという地域の方の思いが伝わり、解決に向かう情報になるために、市として通報をどういうふうに扱っていただけるのか、お尋ねをいたします。

次に、もう一つです。昨年、私たち議員の有志で、小学校の食育菜園のお手伝いをさせていただいた折のことです。畑に出てこられた若い先生方が非常に多かったのが驚きました。団塊の世代が退職され、学校現場が若い先生方にさま変わりしております。若い先生方は情熱と行動力にすぐれ、児童・生徒に向かわれていると思いますが、生徒指導や保護者への対応、教科指導や学級経営の行き詰まりなど、経験不足から来る悩みをお持ちではないかと心配をしております。その若い先生方の悩みなどの相談できる体制がとられるべきだと思いますが、どのようなバックアップ体制がとられているのか、また、平成27年度以降、ますます若くなる学校現場なんです。このバックアップ体制をどのようにとられていくのか、お聞きをします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 宮本議員の再質問の1つ目、この事件に関連してのことだと思っ

すが、通報できなかつたというふうなこととか、未然防止のために通報者の配慮はというふうなことについてお答えしたいと思います。

この紀の川市の事件につきましても、現在では、まだ詳細な事件内容については判明していないので、それを前提にしての話になりますけれども、この件で、先ほど述べたように、2月26日に臨時で開催した岩出市内の児童・生徒を守る協議会においても、地域において、事前の目撃とか予兆があつたにもかかわらず、どうして防ぐことができなかつたのかと。また、今回、子供が対象になつたけれども、一般住民に起こつてもおかしくなかつたというふうな、そういう同様の話がなされ、その地域での自治会のあり方とか、つながりとか、そういったことについても大きな話題となりました。

今後、このような事件の再発の防犯とか、それから未然防止に向けては、学校だけでなく、地域、保護者、警察、行政など関係機関が、これまで以上に連携を強化していくこととこのを話し合つたところでございます。また、通報先として考えられるのは、児童・生徒が関係する場合は、当然、学校でありますけれども、そのほかにも警察、児童相談所、民生委員等が考えられます。どの機関でも秘密については厳守されるため、安心して通報していただくこと、そのことの周知とか、地域等でそういうことの環境づくりというのが大切であろうかと考えてございます。

それから、2点目、学校現場で若い先生が大変ふえてきて、その先生たちの育成はということでもありますけれども、近年、学校におけるOJT、それが大変希薄になってきて、とりわけ、若年の教員が増加する中においては、大変懸念しているところでございます。教育委員会としても、県主催の初任教員の研修、それだけでなく、各学校において実際の教科指導とか生徒指導を通して、教員同士、特に、ベテランの教員が、また管理職が若手の先生方を指導・育成していくということに、現在取り組んでいるところであります。

1例を紹介しますと、山崎北小学校では、あすなろ会という35歳未満の教員による自主研究グループがつくられております。お互いに授業を見せ合い、放課後に管理職や年配の教員も参加することによって、その授業についての協議とか、授業力の向上に努めておるというふうなことも取り組んでおりますし、もう一つ、県の教育委員会でもフォローアップ事業というのがございまして、すぐれた実践を持つ経験豊かな、これは退職校長を中心にして、学校に派遣が行われているんですけれども、その方々のノウハウとか授業研究などを通して、学校の授業力の向上とか教師力の向上に向けた取り組みが行われておるわけです。

本年度は、山崎小学校、上岩出小学校、岩出中学校で派遣・実施しておりますけれども、市の教育委員会として、これらの取り組みの成果を市内の小・中学校に還元するなどを通して、今後も学校における一層のOJT、とりわけ、若手教員の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告2番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今回の質問につきましては、子ども議会について、上岩出児童館について、後期基本計画の位置づけと地方創生についての3点について、質問をしたいと思います。一問一答で行いますが、当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず最初に、子ども議会から質問を行います。

現在、全国各地で子ども議会が開催をされてきています。子ども議会の開催については、一般的には1980年代から見られるようになりました。しかし、各自治体等の記念行事として実施される、そういうケースが多く占めていました。しかし、1994年に、政府が児童の権利に関する条約、これを批准をいたしました。第12条の意思表明権実現の機会を提供するため、全国の地方議会で子ども議会が開催されるようになり、一部の議会では継続的に実施されるようになってきています。

この子ども議会の実施形態や審議する内容等については、実施する議会で違いはあるものの、議会、行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に、まちづくりや教育行政など、児童・生徒に身近なテーマについて、一般質問形式で、首長や教育委員会に質問・提案するといった形が多く見られています。

このように全国各地で子ども議会が開催されてきていますが、岩出市の教育委員会として、子ども議会開催ということに対する見解はどのように捉えているのかをまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、この子ども議会、以前、岩出市でも、前町長の時代、平成8年8月21日に子ども議会が開催されてきています。岩出町合併40周年記念事業として開催がされているものです。18名の子供たちが、自分たちのまちをよりよいまちにするためにはどうしたらいいか、自分の考え方や町に将来の構想を聞いたり、要望が出されてきています。このときの子ども議会では、勉強やスポーツに頑張り、社会に役立つ人間になります。いじめや差別を許さないで、仲間とともに明るい学校を

つくります。21世紀を担う私たちは、岩出町をよりよいまちにするため、積極的に協力しますというようなことも決議もされてきています。あすの岩出を担う子供たちに対して、行政への関心を高めてもらうために、実施されてきたものです。

その後、一度も開かれずに今日まで来ていますが、教育委員会として、子ども議会という面では、どのような教訓を学び、どのような子ども議会の位置づけがされてきているのかをお聞きをしたいと思います。

3点目として、この子ども議会というものを通じ、子供たちが行政や社会に対する関心を高めることを初め子供たちが素朴に感じていることや願っていることを行政がしっかり受けとめる施策としても、子ども議会の開催を行うべきではないかと考えます。当局の今後の対応をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 増田議員ご質問の1番目、子ども議会について、一括してお答えいたします。

子ども議会につきましては、議会や行政について、児童・生徒の関心を高める機会の1つになるとともに、参加する児童・生徒にとっては貴重な経験になるものであると認識しております。また、以前、本市でも開催していましたが、同様の認識のもと実施していたものであると考えております。なお、子ども議会を開催すべきであるのご意見につきましては、岩出市の投票率が低いことや、もっと市の行政運営に関心を持ってもらうという観点から、選挙や議会等について、児童・生徒に関心を持ってもらうことは大切なこととございます。

しかし、子ども議会に参加できる児童・生徒はごく少数に限定されることや、児童・生徒の声を受けとめる手だてとして、長期総合計画の後期計画策定に当たり、児童・生徒にアンケートを実施したりしていることなどに鑑み、開催については、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁をいただきました。岩出市の教育委員会が、まさに子供たちに対して、前段のほうでは、貴重な経験や、また、そういうことをすることは大切なんだと盛んに言いながら、今後そういうことを考えていきますとか、そういうお答えではなしに、あくまでも、今後検討していきますと、そういうお答えでした。そ

ういう点では、非常に残念な答弁だと私は思います。実際、こういう子ども議会の必要性、そういう点なんかについては、例えば、狛江市という、東京のほうに市があるんですが、ここの市なんかでは、次世代育成支援計画、こういう計画の中に、子供たちの権利や意見を表明する機会として、子ども議会の開催をしっかり位置づけている、そういうような自治体もあります。

そして、ここでは2年に1度、そういう子ども議会を開催をしてきています。岩出市では、このような次世代育成支援計画、そういう中に、私はしっかりとこういうような点を踏まえて、しっかりと、こういうような子供たちの視点、そういう点からも、しっかりした位置づけを行って、次の時代を担う子供たちの意見、また要望、これを岩出市のまちづくりに反映させていく。また、社会の一員としての自覚を培う上での、前回は記念行事というような位置づけでしたが、子ども議会を開催もし、そして、これをしっかりと定期的に行うことをしていく、そういうことが必要じゃないかというふうにも考えています。

こういう点では、岩出市として、先ほどは、貴重な経験として必要なんだというふうに認識をしていると言われていたんですから、次世代育成支援計画、こういうものへの対応、これをどのように捉えているのか。また、今後検討中ということでしたんであれなんですけど、前向きにこういうような子ども議会、開催をする気があるのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 増田議員の再質問にお答えします。

先ほども述べたように、子ども議会に参加できる児童・生徒はごく少数であり、また、パフォーマンス的な要素が強くなったり、一過性の行事になりかねないことなども懸念するところでもありますので、この件につきましては、今後の検討課題としたいと考えております。

また、子ども議会を開催する以前の取り組みとして、各学校では、児童会・生徒会役員選挙を初めとする児童会活動や生徒会活動、学級活動等により活性化し、全ての児童・生徒に対して、学校行事や各種行事への参画意識を高めたり、民主的なルールや自主的な活動の重要性を認識させるとともに、社会科などの教科活動や特別活動を通して、市民性を育成するという取り組みをさらに充実させることが重要であると認識しております。そのため、この件につきましては、今後の検討課題としたいと考えております。

以上です。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問ですけれども、次世代育成支援計画、こういう話がありました。現在、後期基本計画を策定しておりますけれども、この策定に当たりまして、市内小・中学生を対象に、子供アンケートを実施してございます。対象としまして、小学生の5年生、中学の2年生を対象としておりまして、学校生活や登下校時、また私生活、それから子供を取り巻く環境、ふるさと岩出をどう感じているか、将来の岩出市への希望、こういう点で調査を行っております。

このアンケート調査の趣旨ですけれども、このアンケート調査を通じて、まちづくりに触れていただくと、次代を担う世代にふるさと意識を持っていただくと、こういうことでアンケート調査を実施してございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育委員会のほうから、一過性になってはいけないというような答弁がありました。だから開催しないんだと、今のところね。そういうようなことだと思うんです。私は、先ほどでも言ったように、狛江市なんかでは、そういう考えではないんですよ。一過性にならないと。一過性にしてはならない。子供たちがしっかりと行政に、また社会へ参加していく、そういう視点から、2年に1度、こういう子ども議会、これを開催させていく必要がある。岩出市と、まさに考え方、雲泥の違いがあると思うんです。まさに、こういう点では、教育委員会の資質が違うんじゃないかなというふうに私は思います。

そういう点では、今、次世代育成支援の答弁なんかも種々いただきました。それはそれでしっかりと捉えていただきたいと思うんです。私は、教育長自身のお考え、観点、こういうものもお聞かせいただきたいと思うんです。実際には、教育長自身が、この子ども議会というものに対して、どのような考えを持っておられるのか。前回、子ども議会、記念行事というような形だったんですけれども、そういうような対応だったんですけれどね。

平成8年の時代、今、議員の中では、その当時のことなんかほとんど、覚えておられる人も含めて、職員の人なんか退職なんかもしていく関係で、その当時のことを覚えておられる職員さんというのは本当に少なくなっていると思います。少なくとも、私の覚えている限り、今、上下水道局長の中井さんが、多分、その当時、担当されて、いろんなことを説明もされていたというふうに私は記憶をしてい

ますし、その当時、道路問題、ごみ問題、岩出市としてふえ続けるごみ、どうするんか、こういうような問題とか、将来の岩出市、どう対応していくんですか。学校の問題なんかについても、子供たちの切実な願い、たくさん出ていました。そのほか、子供たちにとって、多くのことがその議会でも質問をされて、その当時、町の執行部に対して、いろんなことを求めてこられました。だからこそ、先ほど、教育委員会としても、子供たちにとって貴重な経験なんだという考えがあるんじゃないでしょうか。そういう点では、しっかりと今後の検討課題というような後ろ向きなことじゃなしに、前向きに、こういうようなものが必要なんだという考えにならないのかなというふうに私は思うんです。

そういう点では、教育長自身として、こういう子ども議会ということについて、どのようにお感じなのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 増田議員の再々質問にお答えします。

子ども議会の開催の意義については、一定理解はしておりますけれども、先ほど部長が言ったように、開催以前の問題として取り組むことのほうが重要であろうと考えております。

各学校では、現在、児童会活動、それから生徒会活動、昔に比べて大変脆弱になってきております。きちっと公民性、市民性を育てる教育というものをいろんな特別活動とか教科活動を通じて育て、地に足の着いた子供たち、そういう民主主義のルールとかを学んでいく、そういう子供たちを育成の充実に、より進めていきたいというふうに考えておりますので、この件につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問は終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 2点目に、上岩出児童館の入り口付近の整備と施設について、3点質問を行います。

上岩出児童館の歴史は、住友金属和歌山工場ができて、当初は岩出市においての住金の中迫団地、水栖や西国分を初めとした住友団地に関係しての集会所的要素を持っていた施設です。その後、管理面の関係もあって、市に寄附、もしくは譲渡されてきた中で、児童館という位置づけで、現在、管理運営が行われてきています。

この上岩出児童館への入り口付近においては、砂利がむき出しの状態となっているような点を初めとして、水道管の関係を埋めたと考えられるコンクリートの部分舗装というものを含めて、道路が非常に傷んでいる状況となっています。この道の横には用水路もその横を通っているんですが、手すりや安全柵もない、こういうような状態にもなってきています。用水路にふたを行うなどの対応を含め、進入路における安全対策を行う必要があるのではないかと考えますが、市としての見解をお聞きしたいと思います。

2点目として、児童館そのものが昭和40年ごろの建物であり、約50年近く経過をしてきています。この間、卓球場として使われている場所なんかを初めとして、床なんかも含めて、この間、改修なんかも行われてきています。しかし、玄関の軒先というものは腐食なんかも非常に進んで、雨漏りなんかも起きてきています。そういう点では、施設の再点検を行って、改善を行うべきではないかと考えますが、この点でも市の見解、これをお聞きしたいと思います。

3点目に、児童館における装備品という点でお聞きをするわけなんですけど、この前、ちょっと行かせていただいたときに、管理人さんの、要するに控室、そこには椅子とか机なんかも十分なものが見当たりませんでした。また、蛍光灯なんかをかえるというんですか、そういうようなときなんかも脚立なんかも要るのかなというふうにも思ったんですが、そのほかのいろんなところを見させていただいたんですが、倉庫なんかにおいても、こういうようなものなんかも見当たりませんでした。今現在、上岩出児童館は、シルバーに委託管理がされていますが、市の施設としての児童館という点では、最小限必要な備品というようなものは、岩出市は備えるべきではないかと考えるんですが、こういう点についての市の認識について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 上岩出児童館についての一般質問にお答えいたします。

1点目の児童館入り口付近の舗装につきまして、現時点で補修が必要な状態であるとは考えてございません。用水路につきましても、進入路に一定の道幅があり、防犯灯も設置していることから、直ちに対策が必要な状態であるとは考えてございません。

2点目の児童館の建物の管理につきましては、必要に応じ、その都度、修繕を行ってきてございます。上岩出児童館の軒先は屋外であり、使用に支障が出るような

著しい雨漏りではないため、直ちに修繕が必要な状態とは考えておりませんが、その状況を見ながら、今後も、必要に応じ適切に対応してまいります。

3点目のご指摘のような管理人の執務環境に係る備品につきましては、問題があれば市に報告があつてしかるべきものでありますが、そのような報告等は受けてございません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、当局から答弁いただきました。要するに、見解の相違というものなのか、それしか考えられないんですが。先ほども言ったんですが、ここに入る道ですね、道路は川に沿って、川に沿ってというか、道路そのもの自身の横に用水路があるんですよ。そして、今、使われているのは、特に、高齢者の方が非常に多く使われているというような状況です。実際、児童館といっても、子供さんたちが使うということは、なかなか少ないと思うんです。

しかし、現実には、そういう道路があつて、用水路があると。そんな中で、実際には、しかも道路幅そのもの自身が非常に狭いというような状況なんですよ。だから、そういう点で、そういうような状況であっても危険ではないんだという認識は、どこから来ているのかなというふうに私は思うんです。

実際に、道路の横に、たとえ、こういう小さい用水路であっても、そういうのが通っているということについては危険じゃないんですか。私は、その辺は、そういう危険性を少しでも未然に防いでいくという意味でも、少なくとも用水路との間には手すりなんかが必要んじゃないかと。あそこの道路の構造から見ると、用水路にふたをする、こういうことは私は十分可能だと思っておりますし、実際に用水路にふたをしていくということを行えば、道路幅も含めて、より歩きやすくなりますし、安全性そのもの自身が高まるというよりも、危険性がそうすることによってなくなるんです。そういう点では、市として、あそこの用水路にふたをしていく、そういうお考えというんですか、そういう方向として、そんな対応をとっていく、そういうことはお考えにならないんでしょうか。

もう1点は、備品関係なんかについては、問題がないというようなことをずっとおっしゃられてたんですが、しかし、本来ならば、多分、どこの公民館も含めてそうなんですが、ほかの児童館なんかでもそうだと思うんですが、少なくともスチール机とか、ああいうことなんかも含めて、備品として本来あるべきではないかなと

いうふうに私は思うんです。そういう点では、今、シルバーさんとの関係もあるということなんで、今後、いろんなシルバーさんなんかとも協議をより一層していただいで、調整というんですか、そういうことなんかも私は行っていただければなどというふうに思っています。

この2点だけ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の溝にふたをということでございますが、これにつきましては、先ほども申し上げましたように、道幅がまず狭いということもありますが、防犯灯を設置しているということで、道と、それから水路の区別がつかないということではないので、基本的には現時点でふたをするような考えというのはございません。

ただ、施設利用にかかわって、事故防止、安全対策ということについては、これは管理する側として見落としてはいけないということもございしますので、この点については、管理人や利用されている方の意見等も聞いていきたいと、このように考えてございます。

それから、備品の関係でございすけれども、上岩出児童館に限って申し上げますと、利用者は、大人以上に子供の方が多くなってきているというのが今の状況でございす。当然、子供利用ということは、ホールで卓球をされる子供さんがふえているのかなど、このように思っているわけでございまして、管理業務につきましては、確かに事務室でということもありますが、そもそもは、いわゆる、施設自体を次の方が利用していただくに当たって、気持ちよく使っていただくかといかんとすることがありますので、座って執務をするような、そういう状況というのは非常に少ないという嫌いがあります。

管理人の椅子・机のお話でございすけれども、当然、必要ということであれば、それはまた受託者であるシルバーと協議はさせていただくつもりではおりますけれども、基本的に市の考え方としては、そういうことでございす。事務室ですべて座っていただくということではなくて、気持ちよく使っていただくために、やはり、施設内外についてきっちり管理をしていただくというのが管理人さんの役割かなど、このように考えてございす。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 道路との関係、この点では、所管が生活福祉部だから、そういうお答えいただいたんですが、用水路と道路という観点では、事業部との絡みもあると思うんです。私は、生活福祉部では道路は全く傷んでいないと。用水路なんかについての危険性なんかは一切ないんだというような認識なんですけど、私は事業部にぜひともこの現地を見ていただいて、実際には今後の対応というものなんかも、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うんです。

事業部としての認識として、この現場を見に行かれて、今後の対応を考える。そういうことなんかはされるおつもりはあるんでしょうか。この点だけ最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

現地、事業部の目から見てということなんですけども、道路と言っておりましたけども、通路といったところ、それから水路といったところ、管理者ございます。管理者の意見を尊重するべきだと考えております。現在、事業部から、特にどうするということコメントはできませんので、回答させていただきます。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目は、後期基本計画の位置づけと地方創生について質問したいと思います。

現在、平成32年をめどにした基本構想、岩出市の第2次長期総合計画が進められてきています。計画には、道路や下水道の整備といったハード事業や福祉の増進、教育の充実、青少年の健全育成、防犯のまちづくりや自主防災組織の育成などといったソフト事業など、バランスよく行うことで、より快適で安全・安心な岩出市が

実現できるものと考えていますとされてきています。現在、5年が経過し、前期の計画期間が終わろうとしています。

後期の基本計画を策定していく上で、前期計画における達成面では、市としてどれくらい達成できたと捉えているのかをお聞きしたいと思います。

2点目として、計画が達成できなかったものがあるとしたら、その要因と今後における課題として何があると考えているのか。

3点目として、将来人口における見直し面などは、どのように捉えているのかということをお聞きしたいと思います。

4点目として、市の基本計画とも関係してくるものとして、今、新たに国において地方創生という国の方針が打ち出されてきています。この中には、地方中枢拠点都市及び近隣市町村定住自立圏における地域インフラ・サービスの集約、活性化という、公共施設、公共サービス、公立病院等の集約、活性化というものなども盛り込まれ、さらなる合併促進への布石も敷かれてきているわけです。国の進めようとしているのは、地方自治体の解体、合併の促進・推進ですね、道州制というものが基本にあります。岩出市として、この間、単独市制を目指し、合併への方向をとらない姿勢を示してきたわけですが、国の方向性、これをどのように捉えているのか、市の見解をお聞きしたいと思います。

5点目として、今年度、地方創生の名のもとで、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に取り組むことになるわけですが、岩出市として、どのようなまちづくりを視점에置いているのか。

6点目として、後期基本計画を進める上で、このまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、これが12月をめどに策定されると説明がありました。後期の基本計画への取り組みというものが進められる中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係、この点ではどのように進めるつもりなのかをお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の3番目、後期基本計画の位置づけと地方創生についての一般質問、まず、1点目と2点目にお答えをいたします。

前期計画の達成面ではありますが、施策として掲げた事業については、未着手事業はありませんが、達成度となりますと、現在、検証作業を行っているのは、平成23年度から平成25年度までの3カ年を対象としており、平成26年度及び平成27年度の2カ年については、本年9月をめどに検証作業を行う予定であります。成果指標と

しての中間目標年度は平成27年度としておりますので、現段階において達成度を判断するのは難しいと考えます。

なお、まちづくりを進める上では、社会経済状況の変化、国・県の動き、市民ニーズなどにより、事業の優先度も変化してまいりますので、当初の予定どおりいかない場合もあるということをお願いいたします。いずれにしても、本年9月までの成果数値を後期基本計画に反映させてまいります。

次に、地方創生に関する4点目、5点目、6点目についてお答えをいたします。

長期総合計画と地方創生との位置づけについてであります。地方自治体のまちづくりの基本的な指針となるのは、あくまでも長期総合計画であります。

地方創生の目的は、活力ある日本社会を維持していくため、基本的な視点として、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現、地域課題の解決としており、市町村はこの目的を達成するため、地域の特性に応じた対応策を総合戦略として策定するよう努めることとされ、国においては、地方創生関連事業に対して、財政措置が講じられるということであり、考え方としては、長期総合計画がまちづくり全般の基本方針となるものであり、総合戦略は、法の趣旨からいいますと、対象分野は限定されるものであると考えております。

本市においては、今回の地方創生事業を有効に活用すべき、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置し、総合戦略の策定を進めてまいります。

また、議員ご指摘の合併促進、道州制の導入等、国の方針についてであります。これらの問題は、いずれも統治機構改革の問題であり、地方創生はまちづくりのあり方の問題であることから、全く性質の異なることとあります。

市としては、住民サービスの向上を目指して、地方創生事業も活用しながら、長期総合計画に基づくまちづくりを計画的に進めてまいります。

あとは市長公室長から答弁をさせます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の3点目、将来人口の見通しですが、長期基本構想の人口推計においては、一般的に用いられておりますコーホート法に基づきまして、平成32年度の目標人口を5万5,000人と設定してございます。本市では増加率は低下しているものの、人口増加は続いておりまして、現在のところ、ほぼ目標どおりに推移をしてございます。したがって、第2次長期総合計画の計画期間における目標人口は、見直す考えはございません。しかしながら、より長期的な視点に立って考えてみますと、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、平成32年度をピー

クに、その後は減少傾向になるというふうに想定されております。

今回の総合戦略の策定に当たり、2060年までの長期的な人口ビジョンを策定することとされておりますので、法の規定に従いまして策定してまいります。

次、5点目の総合戦略におけるまちづくりの視点ということですが、地方創生の目指すものは、人口減少と経済の縮小という悪循環を断ち切り、将来にわたって活力ある日本社会を維持することとされております。

基本的な考え方につきましては、先ほど市長がお答えしたとおりですが、総合戦略の策定に当たっては、策定推進会議におきまして、基礎調査及び希望調査を実施してまいります。この調査により把握したデータを基礎資料としまして、岩出市として何をしなければならないのかを検討してまいります。また、国が示す交付金、これを有効に活用するという視点も必要と考えております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、後期の基本計画ですね。今、市長も26年、27年度分というんですか、検証というのは9月になるというようなことを言われました。その点では、検証していくという部分も含めて、前期の基本計画なんかを策定していくという上では、審議会というようなものなんかもつくってこられたと思うんです。今後も後期の計画をつくっていくという、そういう部分の中では、審議会というようなものなんかは設けるんでしょうか。その辺をひとつお聞きをしたいと思うんです。

それと、地方創生という点では、岩出市としての独自の部分があるんだというような見解だと思うんです。実際には、岩出市、今までとほとんど、政治姿勢という点では変わらないというようなふうを受けました。ただ、今、国のほうで進めようとしているこの地方創生ですね、この点については、何を目的としているのかというのをしっかりと押さえていく必要があると思います。

その点では、この第2次安倍内閣、この改造があつて、そして、石破 茂さんという方が、今は大臣というんですか、地方創生担当大臣というものにされたわけです。なぜ、地方創生大臣として担当になったのかということも含めて、石破さんを紹介した中には、こういうふうにあります。今回、地域活性化のほか、地方分権、道州制改革など、ありとあらゆる地方政策にかかわる権限を集中して、新たに地方創生担当大臣を創設しましたと。そして、今回の地方創生法案は、まさに道州制を推進するための一里塚として成立をしているということ、やっぱり岩出市としても、しっかりと見ていく必要があると思うんです。

そういう点で、今回の地方創生推進という点で出されてきた部分の中で、国のほうから出されてきた、こういう部分の中で、公共施設、公共サービス等の集約化という面では、市の目指す方向と、これは相反する、そういう方向になると考えるんですが、こういう点では、後期の基本計画というような部分の中では、どのように今後対応していく、そういうおつもりなのかという点、この2点をお聞かせいただきたいと思うんです。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 増田議員の再質問で、まず、後期基本計画の策定において、審議会というのはあるのかと、こういう質問ですけども、まず、長期総合計画、基本構想を含めた前期計画を策定するに当たっては審議会条例がございますので、審議会条例に基づいて審議会を設置して検討しております。ただ、後期基本計画を策定するに当たりましては、構想に基づきまして、前期の総括をした上で、市の本部会において集約をすると、こういうことでございます。

それから、地方創生の関係ですけども、まず、先ほど市長が言いましたように、まちづくりの基本方針は、あくまでも長期総合計画であります。議員ご質問の合併であるとか、道州制の問題については、これも、今、市長のほうから答弁しましたが、統治機構の改革の問題ということでございまして、道州制についてどうかということでもありますけども、あくまでも行政区域の変更等に関する話になってきますので、これはあくまでも地方自治の問題でありまして、地方自治の本旨ということでいいますと、その地域における統治は、中央政府機関によることなく、その地域の住民自身によって行われると、こういうことになってございますので、国あるいは地方の形がどのように変わっても、その主権はまちの住民にあると、こういう考え方でございますので、ご認識をいただきたいと思います。

それから、公共施設の集約化という話が出ましたが、会議の中でこれから審議を進めていくことになりましたが、現状、岩出市を取り巻く和歌山市、紀の川市、海南市等々、広域的な話を進めていくことになると思うんですけども、公共施設という面においては、今のところは、広域連携の中で集約というような考え方はございません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 国との関係ですね、地方創生との関係、この関係では、今、市のほうと

しても、やっぱり、しっかりとした市の計画そのもの自身が中心で考えていくべきだと。国との関係の部分なんかについては、しっかりと要るものについては要るんだというような、活用していくという、そういう考えだったと思うんです。

こういう点では、何ていうんですか、この地方創生そのものについての問題点においては、私、本当に参考になる、そういう方は、元鳥取県知事、片山善博さんという方がおられて、テレビなんかにもよく出てこられていると思うんですね。その方なんかは、地方創生が、これまでいろんな形で出てきた部分なんかとは大きく異なる代物だとは思えないんだと。要するに、国が進めようとしているという部分については、各省庁が準備している具体策というのは、レッテルこそ新しいけれども、上からの目線ですることだと。これまでやってきたことと大同小異なんだと。各省庁の縦割りを断固排除するというようなことなんかも、時の政権なんかの部分では言っているんだけど、要するに官僚という人たちは、そういうのは馬耳東風で聞く耳持たないというようなことを言っていますし、実際には、自治体としては、国の施策を利用できるものを上手に活用してもいいんだけど、これで何とかなるんだというふうな形で、安易に国に頼っていけないというふうに指摘もされて、しっかりと自分たちの自治体、その足元でしっかりと計画をつくっていくのが、やっぱり非常に大事なんだということなんかも言われています。

この点では、そういう視点という面では、岩出市も同じような視点に立っているのではないかなというふうに感じるところはあります。そういう点では、今後の岩出市の独自の足元を固めていくというのが、岩出市の長期基本計画です。

その点では、最後に1点だけお聞きするんですが、岩出市としての長期基本計画における中心的視点、これをどのように考えているのか、この点を最後にお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 いろいろ言われましたけども、ご質問は、長期総合計画、後期基本計画策定する上での視点ということでしょうか。

○増田議員 はい、結構です。

○湯川市長公室長 平成23年から平成32年までの基本構想に基づきまして、その将来像の目的を達成するために、前期基本計画において、現在、施策を進めているところでございます。視点といたしましては、前期計画の総括、それから、今、地方創生というような方針も出ておりますけども、国・県あるいは社会経済状況の動き、

それから、最後に市民ニーズの変化がどうなっているのか、そういうところをきちっと把握した上で、後期基本計画を策定したいと考えております。

○井神議長　これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

通告3番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員　14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

1つ目の質問に入ります。和歌山市山口地区・滝畑への産廃問題についてであります。

この関連では2011年9月議会でも取り上げました。住民の声は、山地区には、ため池があり、産廃処分場から漏れ出した地下水がどのような影響をもたらすかも明らかになっていないので、農業用水は大丈夫かという懸念の声、また、山を削り、環境破壊をすることにつながるから反対だという意見、境谷の地区の方には、滝畑地区に田んぼをつくっておられる方がおります。そうした方からは、やはり一番に地下水の心配をしておられます。

道路についても心配の声が上がっています。雄ノ山峠での事故が増加するのではないか、大きな車が通ると危険だなど、私は、こうした住民の声を岩出市としてしっかりと聞き入れ、住民の不安解消に向け、産廃業者や和歌山市に訴えることも必要だと考えております。

産廃処分場については、許認可は和歌山市にあります。処分場が設置されるか設置されないか、今の段階ではわかりません。しかし、しっかりと岩出市は隣接する市として、動向を把握することが大事であると考えます。もし、計画どおり進んだのであれば、一番に岩出市民の立場で、和歌山市や阪南市に頼るのではなく、岩出市当局自身、目を光らせる、チェック体制を整える、常に住民の不安解消のために先頭に立っていただきたい、これは切に願うものです。

岩出市は、平成26年6月24日に、和歌山市市民環境課環境事業部産業廃棄物課長宛てに意見書を提出しております。その内容は、1、実施計画書に対する意見及びその理由に、車両走行ルートでは県道粉河加太線を計画としているが、交通量調査地点に岩出市が入っていない。待機調査地点及び騒音・振動調査地点にも岩出市の地点が入っていない。以上2点について、隣接している境谷地区及び山地区について、調査ポイントの追加をお願いしたい。この意見について、その後の回答はどのようなものがあったのかをお聞きいたします。

2つ目は、事業計画書に対する意見書及びその理由には、交通法令の遵守・徹底、これは総務課からの意見です。進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施。理由は、最大1時間当たり8台の進入・搬出及び平均7台半に1台の計画とされているが、10時以降に出入車両が重なることも考えられることから、車両が重なった場合の安全対策の徹底、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたい。理由は、当該路線は県道であるが、当市としては、学童通学路と指定し、生活道路と考えているため、当初計画のとおりルートから外していただきたい。これは土木課からの意見です。付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたい。産業振興課からの意見。本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたい。生活環境課からの意見。これらについては、どのような回答が寄せられたのか、お聞きをいたします。

そして、この意見書の中の3点目に、協議結果報告の確認、別途要望では、本事業申請について、産業廃棄物課から関係市に対して、意見聴取の結果報告や事業者への指導内容等の対応をしていただきたい。事業者からの対応ではなく、許可権者である和歌山市担当課からの報告をお願いしたい。これについての回答は、どのようなになったのかをお聞きいたします。

質問の2点目です。今後の対応について、岩出市として市民の健康と環境、生活を守るために、どのような対応を今後行おうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、産廃問題についてお答えいたします。

実施計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、車両通行ルートとして、県道粉河加太線を計画しているが、岩出市内には交通量調査地点がなく、待機調査地点及び騒音・振動調査地点についても同様であることから、事業地に隣接している境谷地区及び山地区に調査ポイントを追加するよう意見書を提出しております。

これに対し、事業者からは、生活環境影響調査では、本事業による影響が最大となる場所において実施します。事業による影響は、事業予定地から離れるほど少なくなると考えられますので、本計画段階において、岩出市内での調査は必要ないものと考えております。それ以外の調査が本当に必要であるかは、調査報告書の報告内容を踏まえた上で、法的・科学的根拠を明示の上、ご意見いただければと思いま

すとの回答でございました。

次に、事業計画書に対する意見書の内容とその回答についてでございますが、交通法令の遵守・徹底の意見に対して、交通法令の遵守等におきましては、排出事業者にも周知徹底させ、違反した業者には、取引停止も含めて厳しく対応してまいりますとの回答でありました。

次に、進入及び搬出車両が多い場合は、必要に応じてガードマンの配備の実施をとの意見に対して、交通整理員の配備を計画しております。また、運搬業者に対して搬入時間を指示しますので、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますとの回答でありました。

次に、県道粉河加太線を運搬車両の走行ルートから外していただきたいとの意見に対して、今回の調査ポイントでは、1日に数千から1万台以上の車両の通行が確認されています。当事業における廃棄物運搬車両は、片道最大で1日32台であります。また、運送業者に対して搬入時間を指示し、車両が同じ時間帯に集中することのないようにしますので、本事業が付近の周辺道路や営農活動にはほとんど影響を与えるものではないと考えておりますとの回答でありました。

次に、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないようお願いしたいとの意見に対して、付近農地の営農活動に影響を及ぼさないように事業を行います。具体的な内容は、事業計画内のリスク管理項目や生活環境影響調査の実施報告書に記載しておりますとの回答でありました。

次に、本事業計画書の内容について、岩出市内の近隣自治会に説明会を行っていただきたいとの意見に対して、和歌山市の紛争予防条例に基づいて、和歌山市の指導のもと、事業者としての説明責任を果たしてまいりますとの回答でありました。

また、和歌山市に対しては、本事業申請に際して、当該事業者から意見聴取したことや指導内容等について、和歌山市から関係市に報告していただきたい旨、別途要望として付記しておりますが、現在のところ、別途要望に対する和歌山市からの回答はいただいております。

次に、2点目の今後の対応についてでございますが、当該事業が法令に適合している場合、中止を求められるものではありませんが、本市としましては、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会の意見等についてお聞きしてまいりました。引き続き、今後、進められる手続の中においても、本市域における生活環境の保全の見地から、地元の意見を反映した意見を許可権者である和歌山市に提出し、その対応を求めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 この産廃業者の問題、和歌山市に許認可があるということでございます。

しかし、廃棄物の処理及び清掃に関する法、第15条の2によれば、技術的な基準に適合していることのほかに、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされなければ許可してはならないとされております。少なくとも、岩出市が出している意見書に誠実に対処することが、最低限の事業所の義務であると考えております。

岩出市が出した意見書について、それぞれ個々の回答をいただきました。それには、離れているから調査の必要はないとか、影響がないというふうな形で言われていますが、しかし、それについて、市民を守るために、今後、岩出市ができることが何かないのかという点が必要になってくるわけです。しっかり、この問題については、当然、岩出市民のことを考えて、和歌山市に対して物を言う、また事業所に対しては、やはり誠実な対応をとっていただけるような形で、しっかりと対応をしていただきたいと思います。

この問題というのは、岩出市民、当然、地元境谷地区だけではなく、やはり山地区や吉田地区のお住まいの方々、関心もすごく高く、広く言えば、岩出市民の環境問題にも大きくかかわる問題です。私、この意見書の中を見たんですが、環境問題についてということが、ちょっとないんじゃないかという点で、これはちょっとお聞きしたいんですが、まず、30年以内に発生すると言われていた南海・南海地震及び直下型の地震に対応できるかという問題点でございます。これについては、こうした心配、岩出市として持っていないのかという点をお聞きをいたします。

環境にかかわる調査でございます。この冊子なんですが、これは京奈和自動車道紀北西の道路にかかわる環境影響評価になっております。今、京奈和道がずっと工事をされているわけですが、当然、環境問題にも配慮しながら、向き合いながら、今、工事が進められているわけです。

この中に、これ平成26年10月の国土交通省近畿地方整備局が出しているものの中で、工事計画の概要が、施工手順等が示されているのですが、この中で自然環境の保全にかかわるものとして、オオタカの営巣が岩出市で確認されたとしております。このオオタカの営巣について、事細かく工事開始2年前から調査が行われ、工事中はもちろん、継続した調査結果が内容からわかります。現在もなお、このオオタカについてはモニタリング調査というのが継続されているわけですが、こうした自然環境の保全と向き合い、今、工事が進められております。この岩出市で確認された

オオタカの営巣について、産廃による影響、心配はないのかというふうに考えるわけですが、それについてどのような見解、認識を持っているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

自然環境の保全、特に、オオタカへの影響について心配がないのかということでございます。今回の生活環境影響調査につきまして、実施に当たって、事前に市としての意見がないかという照会に基づいて、こういう意見を出しているということをご先ほど申し上げたとおりでございます。オオタカに関しては、アセスの中にも項目がございますので、それはしっかり受けとめていきたいなど、このように考えてございます。

失礼しました。引き続き、再質問にお答えいたします。

地震の関係でございます。この地震の関係につきましては、和歌山市の中に設けている技術専門員ですか、そういう会を設けてございまして、その中での意見として出てございます。それに対する事業者からの回答は、まだ現在のところ、いただけないということでございます。

○井神議長 これで、市来議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問に入ります。

児童福祉、保育料について「子供の貧困問題」をいたします。

保育料を決めるには、これまで所得税額などがもとになっておりました。新たな保育料の算定は、市民税をもとに計算されてまいります。一般的には非常にわかりにくいですが、所得税額を決定する際には、収入から基礎控除や、そのほかの控除が行われ、そこには寡婦控除もあるわけです。寡婦控除とは、女性の場合、夫と死別あるいは離婚後に再婚しないで生活をしている人や、夫の生死が不明の人で、子供を扶養している場合などに受けられる控除です。死別や離婚、生死不明など、もともと配偶者がいる婚姻歴のあることが前提となっています。

所得税法の寡婦控除は、婚姻歴のあるひとり親などを対象にしております。同じひとり親でも婚姻歴のないひとり親の場合は対象となりません。この寡婦控除あるのとないのとでは、保育料に差が生じることがわかっています。ひとり親家庭、特

に、母子家庭では、厚生労働省の平成27年全国母子世帯等調査の結果によると、就労収入が平均181万円と低く、中でも結婚していない非婚の母子家庭の場合は160万円とさらに低くなっているという調査結果があります。

実際に、岩出市の保育料で見ると、例えば、就労収入181万円、母と子供の2人世帯、寡婦控除がある世帯の保育料は非課税となり、無料となります。寡婦控除がない場合、保育標準時間、3歳未満で1万7,900円、3歳以上でも1万5,000円と保育料を払わなければなりません。収入を初め家族の状況が同じにもかかわらず、寡婦控除のあるなしで負担が生じることは、低い収入から考えても、金銭的な負担は生活を圧迫するものとなります。

2013年9月に、結婚していない男女間に生まれた婚外子の遺産相続が、結婚した夫婦の子供の半分とした民法規定が憲法に反するかどうかで争われた裁判、最高裁が、憲法14条が保障する法の下での平等に反するとして、違憲とする判断を下しました。この最高裁の決定を受けて、同年12月に、結婚していない男女間の間に生まれたこの相続差別を撤廃する民法改正が行われております。これを契機に、婚姻歴の有無によるひとり親家庭への差別を解消する動きが進んできています。

そこで、1点目に、結婚の有無で保育料に差が生ずることについて、どのように市は考えているのかをお聞きいたします。

次に、この問題は、税制の寡婦控除が適用されないということが問題でもあります。所得税法を一刻も早く改正する必要がありますが、現時点では改正に至っておりません。今、自治体が税制改正自身できませんが、非婚ひとり親家庭に保育料みなし適用が全国の自治体で広がってきています。

県庁所在地、東京を除く政令指定都市の51市への調査において、みなし適用による保育料の減免制度は、2013年度までに10市が実施しており、14年度では14市が導入しています。さらに、新年度で実施予定、検討中の14市を合わせると38市に上ります。近隣自治体で申しますと、隣の和歌山市でも14年4月から寡婦控除のみなし適用が実施されています。対象は、ひとり親家庭で未婚の母子・父子家庭であり、年間の合計所得金額が500万円以下です。これは本人が申請しなければなりません、実施されております。

岩出市としても、保育料の差をなくすため、寡婦控除があったものとしての保育料の算定を行うことを求めますが、その考えについてお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の2番目のご質問に一括してお答えいたします。

現在、婚姻歴のないひとり親は、税法上、寡婦控除を受けることができません。この問題は、本来、保育料など税額を算定基準や判断基準に用いる個々の制度において対応するのではなく、そもそも税法上で改正を行うべきであり、仮に、個々の制度で対応するとしても、国が一律の基準を定めるべき事項であると考えてございますので、現時点では、市として、保育料の算定において、寡婦控除があったものとして取り扱う考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今、ご答弁をいただきました。この問題については、議員からもご指摘を受けておると思っています。そのときから、全く一步も進んでいないといいますか、変わらないという答弁でございます。部長がおっしゃいました税制上の問題、これは、大もとは市の行政が言うとおりの、税制改正が一刻も急がれる問題だと私も思っております。

国会でも、25年3月の総務委員会で、我が党の議員が寡婦控除が非婚の母が適用されないのは不合理だとして、法改正を待たずに寡婦とみなし、国が財政支援をして、適用を促すよう提案しております。

時の総務大臣は、実情を知ればお気の毒という思いはある。実態を把握してみないとしながらも、まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応ができるよう期待すると、このように国会で答えております。

まず、自治体や各省が支援制度を設けたりして、適切な対応をと国の責任を投げ捨てていることには許せませんが、支援制度をつくるのが適切だと国も認めているわけです。

また、日本弁護士連合会は、25年7月に国の要望書を挙げております。その中で、子供の貧困に対する政策と実践のあり方、人間形成の重要な時期である子供時代を貧困のうちに過ごすことは、成長・発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職における選択肢を狭め、みずから望む人生を選びとることができなくなる。子供の貧困は、そのような不利が世代を超えて固定化されるという、容認できない不平等であり、これを放置することは社会の分断と不安定化をもたらす。したがって、もし現実の制度や政策が、その不利をより固定したり拡大する方向に機能しているとしたら、早急に是正されなければならない。その点からすると、最も低収入である非婚母子世帯に対する寡婦控除の不適用は、間違いなく、そこで生活する子供の不利、この不

利を固定もしくは拡大させているとあります。

私は、昨年12月の議会におきまして、子供の貧困対策について取り上げました。その答弁で、市長は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備を図る対策は極めて重要だと答弁しております。このことから、該当者がいない、実態の必要はない、また、国がやるべきだと考えるのではなく、非婚のひとり親家庭に寡婦控除の適用ができる状態にしておくことこそが、現在、今、この岩出市でも必要があると考えますので、再度答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、民法のただし書き規定についての改正の件のお話がありました。これにつきましては、時代が進むとともに、変遷した国民感情や社会情勢などを総合的に検討された上での判決であるということで、裁判所の考え方も変わってきているというところであるのかなど、このように考えてございます。

市といたしましては、このみなし規定に関しましては、先ほどもお答えしておりますように、基本的には、個々の制度で対応するというのではなくて、やはりそのもとである法自体を改正していただくべきであろうというふうに考えてございまして、これにつきましては、引き続き市長会等を通じて、国に対して働きかけを行っていききたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほどからお答弁変わりませんでした。この問題は、婚姻の有無による差別に対する、今、市の姿勢が問われているということで、このことを認識していただきたいなと思うんです。この制度上の差別に真摯に向き合い、子育て支援の制度を実のあるものにする姿勢があるなら、私は実施すべきだと考えております。

そのことが、岩出市は全ての母子世帯を差別することなく扱うという大きなメッセージを発信することになるんです。つながります。こうした問題をしっかりと向き合っておられないから、国がやるべきだ、ほかの制度でバランスよくやるですか、そういうふうな形になると思うんです。こうした差別的な問題についてもしっかりと前向きに市が向き合う、この姿勢が大事ではないでしょうか。最後に、このことを言って、改めて検討していただきたいと思いますので、その辺について、お答え

を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

この問題に関しては、婚姻歴のないひとり親家庭の子供、全国いろいろと市区町村ございますけれども、全てにおいて、やはり同じ扱いを受けなければ、これは公平ではないというふうに考えてございます。

したがって、市もそのことを踏まえた上で、そのもとである法自体を変えていただくということが、まず基本であろうということで、先ほどお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時45分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告4番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議長の許可を得ましたので、昼から一般質問をさせていただきます。食後で睡魔に襲われるこの時間ではありますが、どうかおつき合いをいただきたいと思います。

まず、通告に従いまして、1番から6番まであるんですけども、教育問題を諸般の事情により一番最初に質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

教育再生とあって、安倍内閣のもとで教育条件を後退させる案が、昨年秋から、財政制度等審議会の分科会で財務省のほうから示されました。今、子供が36人だと2学級になりますが、40人学級にすれば1学級で済む。こうした教員を4,000人減らすことで国の負担を86億円減らせると試算をしております。

小1の35人学級は、民主党政権が3年前に始めたものであり、脱ゆとりの学級指

導要綱やいじめなどに対応するものでありました。しかし、財務省は、全体的に子供が減少しているのだから、教員も減らせるはずだと主張しております。未来への投資である教育なのに、他の先進国と比較すると、最低レベルに位置する日本の教育予算であります。

また、日本の教員の多忙さは、経済協力開発機構（OECD）の国際調査で明らかになったばかりであります。1週間の勤務時間が、参加国地域で最長であります。そもそも小学校の1学級当たりの児童数は、日本が28人で、OECD平均の21人よりも、現状でも多いのが実態であります。市民や国民の間では少人数学級を求める声が根強く、今、財務省の提案に対して、保護者らの署名活動が全国的に繰り広げられ、我が国の歴代政務に対する財務省支配の続く現状から見て、今後とも教育予算に対する偏見が続くものと思われまます。

そこで、岩出市教育委員会として、まず最初に、少人数学級に対して、どのような見解を持ち、認識をされているのか。さらに、35人学級を今後も維持、守っていくのか、まず、ご質問をさせていただきたいと思ひます。

2番目に、市内で発生しているいじめ問題についてですが、これについては、現在、教育委員会として把握をされておるのか、お聞きをしたいと思ひます。

3番目に、各学校別に不登校生の実態と対策についてお聞きをしたいと思ひます。

4番目に、岩出市の中学校は、県下でも一番のマンモス校であります。その解消は、過去からの最大の課題であります。早期に第三中学校の新設を市政の政策として掲げるべきであると考えております。2年目に当たり、これから新しい2年間を、我々の任期の2年間をどのように構築していくのかという課題もありますので、市教委としてのご見解をお聞きをしたいと思ひます。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長 ただいまのご質問にお答えいたします。

教育問題についての1点目、35人学級につきましては、国や県の学級編制に基づき、今後とも実施してまいりたいと思ひております。

2点目のいじめ問題と3点目の不登校につきましては、教育委員会、学校ともに重要な課題であると認識しており、未然防止と早期対応に力を入れているところでございます。特に、平成27年度は、学校教育指導方針の重点目標に位置づけ、今まで以上に強力に取り組みを推進してまいります。

4点目の第三中学校建設につきましては、現時点ではその計画はありません。

なお、細かいことにつきましては、教育長のほうから答弁いたします。

以上です。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問にお答えします。

1点目の35人学級と4点目の第三中学校につきましては、教育委員長の答弁のとおりでございます。

2点目のいじめ問題の対策につきましては、まず、いじめの状況ということでありまして、平成25年度、各学校ごとということでもありますので、この実施のアンケート調査での数ということでは、25年度、岩出小学校11、山崎小学校145、山崎北106、根来42、上岩出37、中央小学校62、岩出中学26、岩出二中39というふうになってございます。このことにつきましては、学期に1回以上、いじめられたという本人の感覚を尊重したアンケートを実施して、いじめられたと回答のあった全ての児童・生徒の数ということでもありますけれども、これらの生徒につきましては、全て対応しております、問題等十分把握した中で、対応は十分できているものということでもあります。

次に、3点目、不登校生の実態と対策についてであります、平成25年度の不登校の児童・生徒数は、小学校で9名、中学校で57名となっております。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再質問を行います。

まず、1番目の35人学級を守るのかという問題についてであります、今のご答弁では、国や県の動向を見てということですので、35人学級を守るのか、それとも40人学級に戻すのか、明確ではありません。再度、この点についてお聞きをしたいと思います。

私も根来小学校の卒業式に参加をさせていただいたんでありますが、根来小学校の卒業生は78名でした。これが40人学級になりますと2学級になると。現在、35人学級で3学級になりますので、たちまち根来小学校においては2学級、1学級減るという状況になります。その点を踏まえて、こういう弊害が出てくる可能性もありますので、岩出市教育委員会として、35人学級を守るんだと、維持していくんだというご見解を改めて表明していただきたいと思っております。

それから、いじめ問題についてであります、今、本人のアンケートを尊重して

調査をしたら、かなりの数の発表がありました。これに合わせて、小学校から中学校に進む際に、中1ギャップというものがありますし、これらの点で言うならば、不登校やいじめがふえるということに関連して、子供たちの体格が向上し、思春期が早くなるということも歩調を合わせているんですけども、こういう問題についても解消していくということが、もちろん求められていくと思います。

今日、不登校の問題については、他の市町村では中1ギャップをなくしていくということで、小中一貫教育を導入している学校も全体で12%、211自治体であるわけですが、校数にしては1,130校に上っております。これらの施策というのは、小学校から中学校に入学する際に、先ほど申し上げましたように、中学1年生のギャップ、小学生から中学生に進学した場合に、そういうもろもろの問題が、複合的に発生をしているのではないだろうかというように思っております。

これについては、昨年の中央教育審議会等で、28年度から開校を目指すという方針も出されております。これと関連して、いじめや不登校問題とあわせて、それらの問題についてもご見解をお聞きをしておきたいというように思っております。

それから、第三中学校の新設問題については、計画はありませんということですが、これは、岩出市民、将来を担う岩出の小中学生、これらの人たちの教育環境を整備をしていくという最高の課題であるわけでありまして。いまだ、この問題については方向性も示されておられませんし、これは教育委員会初め市のトップである市長の考えによって、第三中学校は要らんのだというようなご見解であろうと思うんですが、私は、現状の認識を800人から900人近い生徒がいる中で、これでいいんかなと。

これは長い課題であります、やっぱり早期に、この際、決断をする時期に来ているのではないだろうかというように思っておりますので、ここら辺の点についても、再度、計画はありませんと言うんじゃなくして、問題を真摯に受けとめて、どうすれば現在の状況を前に進めることができるのかということを含めて、立案をし、中学生の教育環境を改善していくと、ここら辺についても真摯に前向きに取り組むことが求められていると。私は、その点強く感じております。再度ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、35人学級についての守るのか、岩出市として戻すのかというふうなご質問

であります。まず、現在の学級編制、1クラスの人数はどのようにして編制されているのかということについての解説が必要かと思っておりますので、そのことについて、まず、ご説明させていただきます。

現在の国の学級編制方針というのは、義務教育標準法、少し長い名前を短縮した名前になっておるんですけれども、それによって定められておまして、2011年から小学生1年生のみ35人学級の編制で、それ以外の学年、中学校でも40人を学級編制ということになってございます。しかし、和歌山県では、県教育委員会の方針により、小学1年生と2年生、そして、中学校は全て35人学級編制として、小学校3年から6年につきましては35人学級編制を原則としつつ、学年の学級数が1学級または2学級の場合は、38人以内の編制というふうなことになるわけなんです。

岩出市では、現在において、小学校でも35人以上の学級は全学年ありませんし、もちろん中学校でも35人以上のクラスというのはございません。これにつきましては、今後も、県のほうに維持継続していただくことをお願いしております。

それから、先ほどの質問にもございましたけれども、財務省から40人学級へ戻すように文科省に動きがあったということについては、認識しておりますけれども、その後、文科省のほうで、少人数学級できめ細やかな指導は必要というふうな意見を受けて、結果的には現状維持になったというふうなことに聞いております。

この件につきましても、県教育委員会においても、また、全国の都市教育長会議においても、現状維持・拡大ということを国のほうに上げているところでございます。

それから、2点目の不登校、中1ギャップ等についてということのご質問ですけれども、よく中1ギャップという言葉が使われますけれども、最近では、中学生になった途端に問題行動や不登校が急増するというわけではない。それらの兆候、要因は、小学校のころからあったという考え方が主流になってございます。こういった考え方に基づいて、小学校での積み残しや先送りのないよう、学習面はもとより生徒指導面でも、よりきめ細やかな対応ということに、本市では努めているところであります。

また、小学校から中学校への接続をスムーズに行えるようということで、小中間の教員の交流授業とか、6年生の中学校訪問、それから、配慮・支援を要する児童の中学校への引き継ぎに当たる小中連携シート、そのようなものを活用しながら、きめ細やかな対応をしておるところです。

それから、小中一貫校につきましては、これは、もともと小規模校の学校が多く

なっていく中で、統廃合ということが背景にあるのではないかなということ、本市においては小中一貫校については、今のところ検討してございません。

それから、大規模校の話でありますけれども、これにつきましては、以前から、私ども、市のほうでお答えさせてきていただいているとおりで、岩出市の中学校の生徒数は、ここ数年、横ばいという状態でありましたけれども、昨年の1,741名、これをピークに減少に転じており、4年後の平成31年には、生徒数が1,489名ということになる見込みでございます。ピーク時に比べて約250名の減少、そして、5年後の平成32年には約300名の減少というふうなことが見込まれておるような状況であります。

今後も、生徒数というものの動向は注視し、一応そういう検討はしていきますけれども、先ほど委員長からありましたように、現時点での第三中学の建設というのは予定の考えはございません。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、教育長のほうから、35人学級については維持・継続して、全体として進めていくというご答弁をいただきました。ぜひ、現状の体制で取り組みを強化をしていただきたいことを求めておきたいと思います。

それから、不登校・いじめの問題に関してですが、午前中も若干出ておりましたが、川崎で起きた事件等については、地域と教育委員会と学校と、それから、警察との協定を結んで、今後、どこの都市においても発生する可能性がありますので、非常に連携が大切ではないかなと、私自身も考えております。

私も聞くところによりますと、やはり上級生から監視のもとに、下級生の弱い生徒が万引きに走ると。万引きしてこなんだから、それに対して制裁を加えるというような話も聞いております。これに対しては、上村君の事件がありました。やはり、岩出市においても、そういう環境というのは発生をしてくることは、未然に防止をするという意味でも大切な事案でありますので、これをもとに、教育委員会としても、そこら辺、突っ込んだ議論をしていただきまして、対策を事前事前に先行してとっていただく、このことが大切であろうと思っておりますので、この点について、最後にお聞きをしておきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

いじめ・不登校について、警察とか関係団体との連携ということであろうと思えますけれども、これは、午前中、宮本議員のご質問にもお答えしたところでもありますが、例えば、協力・連携の今の体制は、岩出市内の児童・生徒を守る協議会、これは教育委員会、市総務課、学校、警察、青少年センターでできておりますが、それとか学校・警察・青少年センター連絡協議会、また、きのくに学校警察相互連絡制度、そういったことで学校から警察へ情報提供したり、警察が学校への情報提供ということで、常に連携のとれる体制というものを構築しております。そういった中で、来年度は、市の教育委員会におきましても、いじめ・不登校については、特に、重点項目として、これまでの取り組みの上に立って進めていきたいというふうに考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、1番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、空き家問題に関してであります。

空き家の実態と実情についてということで、全国的に空き家が増加をしていく中で、空き家については、シロアリの発生とか、倒壊の危険性懸念、不審者侵入等々、地域社会の治安に影を落としております。全国の情勢としては、平成25年度の全国空き家は820万戸もあり、そのうち賃貸、売却用や別荘などを除いた放置されている空き家は320万戸近くあると言われております。初めて300万戸を超えたのであります。

国土交通省の集計によると、空き家の管理に関する条例を制定しているのは、平成26年4月時点で、和歌山県を初め354の市町村となっており、このうち184市町村が代執行の規定を設けております。この行政代執行の規定を設けている自治体のうち、積雪による倒壊のおそれがある危険な空き家が多かった特殊例の秋田県大仙市を除く全てで、命令や行政代執行は無理との姿勢をとっておられます。行政代執行となると、憲法の定める財産権の保障との関係で、多くの問題点があると言われており、この懸念を払拭することができないからであります。

そこで、本市における放置されている空き家の実態・実情について、どうなっているのか、把握されているのであれば、まず、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、2番目に、本市において、全国で360近い自治体で空き家の管理に関する条例が制定をされている中、現在、どのような検討がされているのか、答弁を

求めたいと思います。

それから、3番目に、空き家がふえるのは、活用も撤去も進まないからであり、国土交通省によると、新築と中古を合わせた住宅利用率の中で、中古の割合は、我が国の場合は13%強で、9割強の米国や8割を超えるイギリスよりもかなり低く、我が国では、住宅をリフォームして長もちさせるという文化の意識が希薄であり、中古住宅は価値が低いという商慣習も空き家がふえる原因となっております。

それと、実態と税制が撤去を阻む面もあると言われております。土地に係る固定資産税についてですが、住宅が建ててあれば、本来の6分の1に減額されますけども、このまま空き家のままでありますと、負担が少なくて済むという実態もあるということでもあります。

国においては、議員立法で空き家対策特別措置法が成立をしました。本市における空き家対策として、条例も視野に、早急な対策をすべきであると考えておりますが、これらの問題について、まず、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 空き家の実態と実情につきましては、全国的に空き家が増加する中、空き家が及ぼす防災、衛生、景観等の生活環境の深刻な影響に鑑み、国において空き家対策に関する法整備などの対策に乗り出しているところであります。

岩出市におきましても、適正に管理されている空き家とそうでない空き家が点在しており、そのため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の公布に先駆け、職員による災害時に避難路となる幹線道路や通学・通園路沿い及び少子・高齢化に伴い空き家が増加していると思われる旧在所や古い団地において、防災、衛生、景観等の観点から、空き家の目視調査を行ったところ、撤去等緊急に対策を講じなければならない空き家はございませんでした。

次に、本市の検討状況及び全国の動きと解決策はどうかについてですが、先に全国的な動きとしまして、平成26年4月現在、363の自治体が空き家等適正管理条例を制定し、所有者への維持管理の働きかけや指導、空き家の有効な利活用などに取り組んでおります。

続きまして、本市の検討状況についてですが、岩出市では、人口増加とともに、新築による住宅件数がふえ、それに伴い空き家数も増加しております。中には管理されないで放置されている空き家もふえていることから、老朽化により破損した建物による危険の拡大、雑草や樹木が生い茂ったり、また、シロアリ等の害虫の発生

による生活環境悪化などの問題が発生しています。

現在は、道路の通行障害であれば道路法、雑草の繁茂により周辺環境に影響を及ぼしている場合は、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例を活用するなど、空き家の事案に応じて個別に対応しております。

そのような状況の中、昨年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年2月26日は法に基づく空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が公表されるなど、空き家対策に関する法整備が整ってまいりました。市といたしましては、法整備が整うこの機会に、先進地の事例等を参考にしながら、法に基づき、空き家の情報収集や立入調査のほか、除却や修繕の指導、勧告等の行政措置をすることができる空家等対策計画の策定など、対応策の検討に取り組んでまいります。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の1番目の3つ目の固定資産税の見直しについてでございます。

空き家対策特別措置法の成立に伴いまして、地方税法の改正が行われますが、これについては、現在、国会において審議中であり、成立すれば、法に基づき対応してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 一番最初に、岩出市における空き家の実態についてですが、空き家であるという概念ですね、これについては統一した概念があるんですが、實際上、空き家等と、それから、特定空き家等との考え方について定義がされております。そこで、空き家等と特定空き家の実態について、岩出市内における数をつかんでおられるのか、この数をつかんでおるのであれば、まず、答弁をいただきたいと思います。

これ、和歌山県の空き家の実態であります。現在、和歌山県では8万6,000軒あると。この5年で2,300戸ふえて、全国的には3番目に高い18.1%に達しているということです。きょうの毎日新聞で報道がされていた数字であります。そこら辺の数に合わせて、岩出の実数をどのようにつかんでおられるのか。

それと同時に、特別措置法に基づいて、協議会を設置しなさいという法の7条に明記をされているんですけども、ここら辺について、どのように岩出市としてはやろうとしているのか。今、事業部長のほうから条例化の問題についても若干触れられましたが、いつぐらいまでに、岩出市として、この問題について案として出てく

るのか、ここら辺について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、固定資産税の問題についてですが、今、総務部長のほうから、15年度税制大綱でもって盛り込まれたら、16年度から軽減措置が廃止されることになるということで、そうしますと、16年度からは空き家における固定資産税の優遇措置は、全廃をされるという認識でいいのか、そこら辺について、再度、聞かせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、特定空き家とその空き家ということで、岩出市内における数ということなんですけれども、先ほど答弁させていただきました職員による目視による調査の件数が35件、それから、環境等雑草の繁茂による環境等の悪化というのが59件ございます。

それから、先ほど、条例で触れたということなんですけれども、岩出市としましては、今後、国から出されるガイドラインについて、そのガイドラインが法の公布から6カ月以内ということで定められておりますので、5月26日までに示される予定のことだと思います。それに基づいて、その後、検討、対策、計画を立てていきたいというふうに考えております。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

法律が通れば、16年から全廃するのかという件でございます。現在、審議されております地方税法の一部を改正する法律案が、そのまま可決されれば、平成28年度以降の年度分の固定資産税から適用いたします。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 実態については、今ご答弁がありました。これは、地域住民にとっても、生活環境の面から言っても、非常に好ましい状態ではありません。所有者に対して、雑草の除去とか、そこら辺を含めた不法侵入のないような対策も、一方で求めているかなければならないと思います。

市長の権限として、これは都道府県が、建築基準法の10条の3項の権限を行使してできる仕組みがあるんですけれども、市長も、この建築基準法10条の3項の権限行使を知事に要請することができると、このように規定をされております。

これに基づいて、都道府県が権限の行使をしていくということになるんですが、その点も含めて、現状で、なるべく早く、こういうような実態を解消していくということが求められると思うんですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ただいまの質問で、建築基準法の中でということで、県の景観上、支障となる廃墟の対策について、景観支障防止条例の施行の際にも、そういったところを検討されていると聞いております。今後、県の指導も仰ぎながら、市としても検討してまいりたいと考えています。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問について、移りたいと思います。

紀の川市サイクリングロードの件であります。今、健康志向の中で、サイクリングが静かなブームになっていると聞いております。愛好者の皆さんが、ぜひ早急に安全で安心して走行できるロードの整備を求められておられます。それを受けてかどうか知りませんが、和歌山県が、県内各地の景観を楽しみながら、観光振興や県民の健康づくりにつなげるよう、海・山・川を楽しめる全線800キロロードの整備をする方針を立てたと言われております。

近年、自転車愛好家の来県が増加をしているという中で、走りやすい環境を整備することが、和歌山の魅力を楽しんでもらう目的であります。県が整備するのは、紀の川沿いを走る川のルート、ほかに海のルート、山のルートがあるということです。川のルートでは、紀の川の67キロが決定され、一部8.5キロが整備完了し、和歌山市内では、既に御膳松から六十谷、直川、小豆島あたりまで進んできております。岩出市に入ると、これがぱたっと消えておりまして、岩出市では、県のサイクリングロードの問題については、県と連携してやっていく必要性が出てきておると思うんですが、現状の進捗状況、ここら辺について、どのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 紀の川沿いのサイクリングロードは、既存の堤防や市道等を活用して、紀の川の河口から橋本市までの全長約60キロメートルの整備を進めています。そのうち岩出市域は約6.5キロメートルとなっております。岩出市域のルートとしましては、和歌山市からさぎのせ公園付近を經由し、大宮緑地総合運動公園、岩出小学校、岡田スポーツ広場、隣接の堤防道路を経て、紀の川市の井坂橋北詰へ通じる紀の川右岸堤防を活用するものです。

この整備では、ブルーラインや路面標示等を行うもので、一部工事予定区間を除き、今年度末には暫定供用を図る予定であり、今後、道路幅3メートル未満の狭い区間や紀の川高水敷についても引き続き整備を図り、早期完成を目指すと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。6.5キロ間、岩出市内においては整備をしていくということで、これは県の事業であります。岩出市としても大いにかかわりがあることですから、それとあわせて、今年度末ということで供用開始をしていくということであるという理解でよろしいのか。

それとあわせて、サイクリングロードには、利用者が休憩しやすいサイクリングステーションとか、これに関連して公共施設、コンビニ、それから、商店等の協力で、ベンチや無料貸し出し用の修理キットや空気入れ等を置くということも言われております。それから、あわせて案内の標識とか総合案内板、それから観光名所、地図、ルートの説明等々が計画をされておりますが、これもあわせて取り組みをされるのか。当然、トイレ等の設備も必要になってくると、一面では考えておりますが、ここら辺、総合的にどのような形で計画があるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、今年度末かということで、先ほども答弁させていただきましたように、一部区間を除いて、今年度末と聞いているところでございます。一部区間と申しますのは、岩出橋、現在工事中でございまして、その下、通るところ、その部分を除いて、今年度末と聞いているところでございます。

それから、サイクリングロードできて、その後、市として、それに対してどうい

うふうに取り組んでいくかというところなんですけれども、岩出市では、和歌山県が平成27年度に実施するこのサイクリングロード利用促進事業において、サイクルステーションの選定等、協力を行っていきたいと考えています。

市として、自転車のさらなる利用促進と自転車周遊を通じた地域活性化を図っていきます。

それと、トイレといったようなところですけども、このサイクルステーションの選定に当たって、新設ということは現在考えていませんけれども、既存の市の施設、トイレの利用できるようなところといったところを中心に考えていきたいと、現在検討に入ったところでございます。

済みません。1点訂正させていただきます。今年度と言ったところ、27年度でございます。申しわけございません。

済みません。再度訂正いたします。26年度でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、供用開始の年度について、ちょっと理解できないんですが、26年度といいますと、あと1週間ぐらいしかありません。だから、27年度やったらわかるんですけど、今、全然整備もしてなくて、舗装もされてない状態で、26年度末、10日ぐらいでできるのかなと疑問に感じているんですけども、ちょっとその時期を明確にしておいていただきたいと思います。

あわせて、今言いましたように、サイクリングロードができますと、他府県からも来られますし、一環としてはトイレもあるんですが、そこら辺の案内板とかロード地図とか、そういうものも必要なところに置いておかないと、わからないのかなと、そのように思いますし、それに基づいて岩出市の活性化にも結びつけていくというようなことも考えまして、そこら辺どのように結合して、総合的に取り組まれるのか、再度、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 再々質問にお答えします。

年度の話なんですけども、暫定ということで、今年度末、暫定で通ると、こういうことです。

それから、市として、これから特に活性を考える中で、観光振興と連携をして、サイクリングなりウォーキング、こういったものも考えていきたいと思っております。

一番大事なものは、サイクリングの場合、あの自転車にはとめるためのスタンドがついておりません。ですから、こういうハンガーのようなかける設備、それがないと、まず、サイクリングする人はやってきてくれにくいということですので、そういうような来てもらうための設備ですね、そういうものも考えながら、根来寺周辺の整備、こういったことでサイクリングへの対応等々、考えていきたいというふうに思っています。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　3番目の問題について、質問をさせていただきます。

ギャンブル問題についてであります。ここでは全てのギャンブルによって発生するギャンブル依存症の問題について取り上げてみたいと思います。

岩出市では、当市のビジョンとして語るに当たって、どのような姿を描いていくのか。また、現在のまちをどう見ているのかということ、私の見た聞いたことについて、まず、ここでお伝えしておきたいんですが、人口が増加しているが、何か落ちつきがなく、混然とした市であると。それから、他の自治体からの転入者が多く住んでいますが、夜のみ寝に帰る人が多い。過去からも遊技場が多くあり、最近、またぞろパチンコ屋ができるがあるとあるが、こんなに多くあるまちはないのではないか。それから、パチンコにのめり込み、借金までして財産を潰す者がいる等々、市制以降の生活環境については、マイナスのイメージが多く聞かれることがあります。

他方、若者が活気あるまちであるという人もいますが、これから20年、30年後の市としての将来の姿は、ご多分に漏れず、人口減少と高齢化の底流に流れる動向は、過去のにぎわいのあったまちの復興版ではないかと、私は想像をしております。

そこで、今回、都市のビジョンを考えると、先ほど述べましたが、ばくち等による、パチンコを含め、そういう問題について考察をしたいと思うんですが、パチンコについては、好きな人もいれば、全面的に否定はいたしませんけども、これは、1923年ごろ、大正12年、ガチンコという名で障害物にくぎを打った板に、縦にして玉をはじき、それが特定の中に入ると、一定の玉が出て、取得することを商品にかえるという、あめ売り販売機レベルのものであったんですが、戦後、1947年に全国的に広まって、このときから、賭博心理の助長や悪の温床、教育環境の破壊との批判と、生活を圧迫された大衆のストレスのはげ口として肯定論があり、今日まで論争が続いております。

精神ソーシャルワーカーである西川京子さんの著作には、400万人と言われるギャンブル依存症の家族や、それから対応策、ボランティアで支えてこられた方なんですけども、ギャンブル依存を病気として啓発をしていくということが根本的にないと、この問題については解決する方向は見出せないのではないだろうか。

2番目に、依存症患者の治療と家族の相談、援助の強化が必要であると。

3番目には、ギャンブルへの規制を金額、時間ともに検討すべきであると。

それから、4番目に、金融機関への貸し出しの規制。

それから、5番目に、競争社会と依存心勘定の問い直しをすること等々述べられております。

また、森山医師は、日本で4.8%、ギャンブル依存症になっており、薬物と同様に正常な判断ができなくなっていると発言をされておられます。それから、パチンコについては、ビギナーラックとって、快楽に陥り、中でも98万人が家庭の主婦あるいは女性であると推定をされている実態も報告をされております。

許認可は公安委員会ではありますが、これにより、いろいろな犯罪が発生し、地域社会を不安定にさせるというのも事実であります。岩出市におけるギャンブル依存症をなくしていくためにも、岩出市として、この際、ギャンブル依存症に対する具体的な対策を構築する必要性が、私はあるというふうに考えております。

そこで、岩出市における、以下の点について質問をさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、岩出市内の遊技場、これは遊技場といっても、パチンコ、それからパチスロ、それから何がありますかね、ボーリングとか、マージャン荘というのがありますか、そういう実態を把握されているのか、これについてどうなのか、お聞きをしたい。それから、パチンコに関して言えば、現在、何台ぐらい、岩出市には遊ぶ台数があるのか。これは遊技場協会のほうから、統計として出ている数字もあるんですが、岩出市で、どのような実態把握されているのか、お聞きをしたいと思えます。

それから、2番目に、いわゆる岩出市におけるギャンブル依存症への実態、これについてつかんでおられるのか。それから、今後の取り組みについて、どのような考えを持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、3番目に、ギャンブルによって、ギャンブルというのは、総じて、宝くじも1つのギャンブルであります。宝くじを入り口にして、多くの方がギャンブルにのめり込んでしまうという実態もありますので、その中から自分自身がサラ

金で借りたり、家族の崩壊、いろいろな家庭環境の変化によって、みずから命を落としていくということも実態としてあります。

岩出市における実態把握、自死、これについてつかんでおられるのか。また、自死対策としてどのような取り組みを今後構築をしていこうとされるのか、この3点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 岩出市内の遊技場の現状はどうかについてですが、岩出市内には、和歌山県遊技業協同組合に加盟するパチンコ店が8店舗あり、現在、1店舗建設中でございます。ボーリング場については1店、マージャン店は3店、ゲームセンターは4店でございます。

岩出市の都市計画において、地域地区、いわゆる用地地域等は定めていませんので、遊技場の出店に関しては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制のみとなっています。

済みません。先ほど言っていたパチンコ台数ですね、パチンコ・スロット合わせて4,228台というふうに聞いておるところでございます。

市としましては、今後も岩出市開発事業に関する条例に基づく協議を行う際に、事業者に対して、地元と十分に調整を図るよう指導するとともに、良好な都市環境の形成に努めてまいります。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目の2点目、ギャンブル依存症の実態を把握しているのかについてお答えします。

岩出保健所において、月2回、医師による心の相談を実施しており、ギャンブル依存症についての相談は、平成25年度で1件、平成26年度は、現時点で0件と伺っております。

次に、3点目の自死対策はどうかについてでございますが、市に相談があった場合には、岩出保健所や岩出障害児者相談・支援センター、専門医療機関等と連携を図りながら対応することとしております。

また、和歌山県においては、高齢者に自殺者が多く見られ、地域包括支援センターでは高齢者の生活に関するさまざまな相談に応じており、福祉事務所では、生活保護や生活苦に関する相談を受け付けるなど、相談者やその家族の生活支援や生活再建に向けた助言等を行っております。

市といたしましては、これらの施策を市民の皆様に広く理解していただき、疾病の早期発見・早期対応につなげるために、引き続き市役所を初め、その他公的施設へのパンフレット配置や広報等を通じ、相談窓口のより一層の周知や啓発活動に取り組んでまいります。

なお、和歌山県の相談窓口として、和歌山県精神保健福祉センターや岩出保健所等が主な窓口となっております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この問題については、今、生活福祉部長のほうから答弁をいただきましたが、岩出市としては、何もしてないというのが実態やと思うんですね。私は、那賀の保健所のほうで相談1件があったという、これは氷山の一角でありまして、多くのパチンコ愛好家というんでしょうか、心理的な状況を分析していくと、仕事帰りに、聞くとところによりますと、パチンコのネオンを見たら、どうしても寄りたくなると。寄って、一発かまして、ぼろもうけをして帰りたいたと、こういう心理は内在的に存在するらしいんです。家に直送しないで、必ずそこへ寄らないと家に帰れないと。これが、いわゆる依存症の特徴的な発症の1つのパターンであると言われていているんですね。

これを、私は、今までは地方自治体は取り組みを全くゼロでした。これに対して、依存症として、アルコール依存とか、喫煙の依存とか、ここら辺も関連してくるんですが、やめたくてもやめられない。この状況は、必ずこれは病気だということに捉えてしないと、だめではないかなと、強くその点感じております。

それから、これは内閣府の統計で出ているんですが、自死の問題について、一言も触れられてありませんでしたが、今、26年度は2万5,000人、約ですけども。25年度で2万7,000人、20年度が3万2,000人からいいますと、若干四、五千人減っておるんですが、ことしに入って、自殺者が1月、2月で3,786人、これは全国統計ですから、警察署の統計、内閣府の自殺対策推進室が発表しているデータであります。そのうちの何人かは、ギャンブル依存によって、みずから命を落とすということになっていると思うんですね。

各市町村でも取り組みをしているんですが、和歌山県下で見ますと、26年度で9名の方が自殺をしておると。この年率で換算しますと、12%に当たると。それから、27年度は、これは暫定数なんですけど、自殺者が20人になるだろうと。年率で換算しますと26.6%、前年比でいいますと122.2%に、和歌山県の場合はなるであろうと。

このような実態を見ますと、全てがギャンブルによって発生しているとは言えませんが、1つの要因として、これをいかにして減らしていくのかということが求められるというふうに思います。

それから、いみじくも、今月、3月は各市町村において、自殺対策強化啓発事業取り組みの期間でありますので、この際、ここら辺のギャンブルによる、みずから命を落とすということに対して、啓発をされていると思いますが、どのような具体的な取り組みをされているのか。これは今月いっぱい、3月1日から3月中に、そういう強化月間ありますので、岩出市で取り組んでおられる実態をまずお聞きをして、これと関連して、この際ですので、自死の問題も含めて取り組みをしていただきたいと思っております

それから、統計的に言いますと、今言われたパチンコ台数が1店舗ふえて9店舗になるということで、4,228台、現在あると。それにあわせて1店舗がふえれば、5,000近くのパチンコの台数になるということでもありますから、やはり、生活環境から言えば、岩出市の皆さんだけではないと思うんですが、和歌山市とか、桃山とか貴志川だとか、紀の川市とか、遠くは泉南のほうからも、こちらに遠征に来られるという形で、パチンコでもうけようというような形になっていると思います。

そうしますと、1つの不安定な要因になるわけで、ここらを含めて、やはり基本的には、パチンコ業に対しては、これは枚方のほうなんですけど、パチンコ、遊技場の建設規制に関する条例等もつくっておる地方自治体もあります。今、事業部長が答弁ありましたように、岩出市の場合は、都市計画がされておられませんので、どこでもパチンコを公安委員会に申請して、許可がおりれば建設ができるという状況になっているわけですが、それを野放図にふやしていくということは、ある面、問題もあるというように考えておりますので、そこら辺、具体的に、今後どうしていくのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

市としての啓発面での取り組みということで、お答えさせていただきますと、9月の10日から16日というのが自殺予防週間ということになってございます。当該期間中におきましては、自殺予防講演会や、あるいはまた市立の図書館において、特設の関連コーナーを設置するとともに、広報等を通じて啓発に努めてございます。

それから、3月は自殺対策強化月間ということでございますので、同じく、やは

り広報や相談連絡先などを掲載するとともに、ふれあいまつりなどにおいても、周知・啓発に努めているところでございます。それ以外にもポスター掲示やリーフレットの提供、市民向けの啓発パンフレットを年1回、全戸配布させていただいております。

それから、自死への取り組みということでございました。平成24年7月に、県のほうで心の健康に関する意識調査、それを実施してございまして、その結果によりますと、行政機関や専門機関が設けられている相談窓口を知らない方が意外に多いという、そういう回答が多く見られたということでございます。

それを受けまして、市といたしましては、やはり健康問題を初め生活に密着している問題等に思い悩んでおられる方への相談支援を徹底するため、各相談窓口のさらなる周知・啓発に努めていくとともに、関係諸機関との連携・協働を行い、適切な支援につなげていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

条例によりパチンコ店の出店を制限する方法も考えられますが、風営法や都市計画法で適法である地域を条例により規制することは、条例自体の適法や実効性に疑問が残ります。これらを踏まえ、岩出市では、都市計画法や条例に基づくパチンコ店の建設規制は困難であると考えているため、現在のところ、規制等実施予定はございません。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 事業部長と生活福祉部長のほうから答弁をいただいたわけですが、この基本は、ギャンブル依存症を病気として捉えるのか、捉えないのか、基本的な認識が、やはり、また希薄ではないかなと思うんですよね。それは個人の資質の問題で、市としては、そこまで立ち入らんのだと。個人が自由に遊ぶことについては、別に問題ないんだから、やるようにやったらいいんじゃないかということでしょうけども、私は、そのことによって、家庭崩壊や生活環境が変わると、激変するということであっては困りますので、基本は、これは1つの病気として、病魔として捉えて、今後どうして構築していくのかということ早期に、岩出市のほうでも考えていただきたい。

それから、もう1点、先ほど、第1回目のところでお宝くじの問題を取り上げまし

たが、私は、宝くじの問題について多く語ることはないんですが、例えば、宝くじ、1,000円分購入したとして、全体として45.7%、457円については、購入者へ当選配分されていないのであります。それから、そのうち40%が地方自治体の収益金となつて、残りは販売受託の銀行と売りさばき業者への手数料が7.7%、それから、印刷や宣伝費に6.5%という形で、控除率が25%と言われる競馬や競輪・競艇に比べて、宝くじは、胴元の控除金、いわゆるテラ銭が一番多いですね、世界でも最大のぼったくりくじと言われているわけでありまして。

これは当たることについては、コマーシャルとか宣伝してますが、人がいん石に当たる確率よりも低いと言われるぐらい、この宝くじについては、そういう側面があります。宝くじの問題としては、これはなぜ今日まで営々として続いているかといいますと、一面では官僚とトップの天下り先になっているんですよ、今現状は。総務省の官僚が定年になりますと、宝くじの団体に天下つて、高級な報酬を取っているという実態がありますから、これをなくしていこうという反面の作用というのは起きないというのが現状であります。

これを切り口にして、いろんなギャンブルがはびこっていくと。公営で賭博をやっているというのが日本の実態であります。韓国においては、非常にこの問題が問題視されて、禁止をしていこうという動きが、今ちらほら出てきております。だから、そういう意味では、日本では何でも自由にできるという状況にあるということを見ると、それとあわせて、ギャンブルに対するのめり込み、こういうものを1人でも少なくしていくための努力が、行政としても、この際、早期に構築をしていただきたいことを求めておきたいと思っております。これについて最後になりますが、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

パチンコ、スロットマシンとか、宝くじとか、いろいろギャンブルがあるということです。私はやりませんが、これは全て法的に認められております。それから、庶民の娯楽として、多くの市民の方も楽しんでいただけるということでございます。

市行政として、じゃあ、ギャンブルやめようとか、ギャンブルすることが悪であるとか、そういうことは言えないというふうに思っています。ただし、ギャンブル依存症というものがふえているという実態であるのであれば、そのこと、我々市行

政としては、この情報を市民の方に広く啓発をしていくと、そういうことであると思います。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

この依存症を1つの病気と捉えということでございます。先ほどもご答弁させていただいたんですが、年に1回、全戸配布させていただいているパンフレットがございます。その中には、自殺する人の大半は、やはり心の病にかかっているということで、その中で依存症に関しての表記もあります。今後、市民向けの啓発パンフレット等を作成するに際しては、そういったことも踏まえた中で、研究はさせていただきたいと、このように思います。

それから、心の病ということで申し上げましたけれども、やはりギャンブル自体で原因で自殺という、そこらあたりの分析までは、なかなかデータ的には出ていないということもございますが、やはり自殺する方というのは、健康問題、それから経済や生活問題、人間関係など、さまざまな要因とその人の性格、家庭の状況などが複雑に関係していると、このように言われてございます。したがって、ギャンブル依存から死を選ぶケースについても、背景には個々に事情を抱えているものと考えてございます。ということで、市といたしましては、先ほども申し上げましたように、そういった専門の機関の相談窓口を周知徹底・啓発していきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開します。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長は、教職員の人事異動の内示発令のため退席いたしましたので、ご了承願います。

一般質問を続けます。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あと2問ですので、前向きな答弁いただきましたらすぐ終わりますので、

よろしくお願ひいたします。

まず、4番目の岩出橋建て替え工事による被害実態についてであります。

交通渋滞の解消のために、岩出橋架け替え工事が進められております。あわせて六ヶ井用水路改修が着々と進んでおりますが、この岩出橋架け替え工事、付け替え工事の完成時期はいつになるのか、それから、工事計画の日程はどのようになっているのか、計画どおり進んでいるのか、まず、お聞きをしたいと思ひます。

それから、2番目に、この工事によって、周辺被害の実態が、この工事というのは六ヶ井の用水路ですけども、周辺被害の岩出市民の被害が出ているんですけども、これについてどうなっているのか。

それから、あわせて賠償問題が出てきているということをお聞きしておりますが、これについて、現状はどうなっているのか。これは県の事業でありますから、岩出市では、直接発注者ではありませんが、岩出市民がそれによる被害が発生をしているということをお考えますと、今後、岩出市の工事においても、このようなことのないように、これを教訓に対策をしていただきたい面がありますので、それもあわせてご答弁をいただきたいと思ひます。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 六ヶ井用水路の改修工事は、岩出橋の架け替え及び県道拡幅に伴い、現状の橋梁部をボックス構造として付け替える工事であります。この工事着手に当たり、県は工事内容等、地元周知を行った後、昨年10月中旬ごろから工事を着手し、本年6月中旬の完成を目標に工事を進めております。

当工事は、コンクリート取り壊しを含む工事であり、特に、騒音や振動に注視しながら進めておりましたが、着工後、一部近隣住民の方から事業損失の申し出がありました。県としては、工事の因果関係も含め、建物等の調査を行い対応していくと聞いております。

市としましては、県事業であります。工事により家屋に被害を受け、住民が不安を抱えていることから、尾和議員もご存じのとおり、発生当時から当事者の話を聞くなどして、その内容を県に伝えているところです。

なお、県と当事者との交渉には同席させていただいております。

岩出橋の完成時期について、お答えいたします。

用地等スムーズに進めば、平成29年度と聞いています。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 補償と今後の対策について、これは答弁がないので、もう一遍。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 県からは、工事との因果関係を含めて、建物等の調査を行い、対応していくと聞いています。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだ明確にされておらないんですが、私もこの問題について、当初からかかわってきておりますので、いわゆる、この六ヶ井用水路改修の問題について、何が問題であったのかということが、やはり、県の担当者も市のほうから苦言を進言したかどうかわかりませんが、もともと六ヶ井の用水路改修に当たっては、あの周辺はコークスの捨て場になっておって、地質的には非常に軟弱な状態であったと。従来あるコンクリートの擁壁を倒した際に、強度の振動が発生して、周辺の家屋に甚大な被害が発生をしたということでありまして。この被害については、今、見積価格が出ておりまして、約300万から見積もりが出てるんですけども、県のほうで、その被害については賠償するという方向になりつつあります。

26日の日に、再度、もう一回、話し合いが持たれるということでありまして、この要因について、やはり、工事開始前になぜ十分事前に調査をしていなかったのかというのが問題になろうと思うんですね。だから、そこら辺について、県の工事する段階での問題点があったという認識をまず押さえていただきたいと。それとあわせて、同様な工事については、同じような工事というのは、岩出市内でも岩出市が発注している工事についても起こり得るわけですから、十分な事前調査をした上で工事にかかるという基本姿勢をぜひとっていただきたい、そのように考えております。これについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 市におきまして、工事等着手する前には十分な現地調査、現地踏査をした上で、設計、積算、着工という手順で、今後とも進めていきたいと思っております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後になりますが、住吉川について問題を指摘しておきたいと思っております。

根来川も同じような状況になると思うんですが、岩出市には、根来・春日・住吉川等々、北山から紀の川に注ぐ河川があります。中でも安上から金池、吉田に沿って流れる住吉川というのは、皆さんもご存じのように、天井川でありまして、護岸の整備というのは、まだまだ進んでおりません。ひとたび集中豪雨ということになりますと、地域住民の住宅街に水があふれ出すという危険な状況にあります。

先日、現地を上から下にわたって、実際に見て回ったところ、至るところでしゅんせつしている箇所が何カ所もあります。また、土砂等含めて、雑草も生えているという実態にあるわけですから、この問題について早期に解消していくということが求められると思うんですが、市のほうの答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 住吉川のしゅんせつの取り組みについてですが、住吉川は天井川の形態で、河積狭小であるため、豪雨のたびに民家や農地が冠水し、大きな被害をこうむっています。被害の未然防止の観点から、河川に堆積した土砂のしゅんせつは大変有効であると考えておりますので、地元からの要望とともに、河川管理者であります和歌山県に対し、毎年要望を行っております。昨年、特に、堆積の多かった中島地区のたかの橋上流側約80メートルの間、一昨年は、中黒・金池地区においてしゅんせつ工事をしていただいております。

なお、浸水被害の解消を図るべく、河川改修の予算についても要望を行っているところです。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。特に、危険性のある箇所については、事前事前に取り除いていくと。市民の命を守るという予知活動を基本に、ぜひ岩出市としても、この問題について取り組みを強化すると同時に、県に対して早急なる危険除去を含めて、防災対策をやっていただきたい。そのことを質問して答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 住吉川について、今後も河川管理者である県に対して、災害の未然防止、それから、住吉川の河川改修、早期完成に向けて強く要望してまいります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

通告5番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。一般質問を行います。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で2問質問させていただきます。

まず1点目は、高齢者投票行為への対応についてであります。

投票所で高齢者の方が緊張の余り、誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうケースがよくあると伺います。記入場所に立候補者の名前が書かれているのと思いますが、これも緊張のため、多くの名前が書かれている一覧表を見て、余計にあせる方が多いとも伺いました。そして、結局、誰か思い出すことができず、白票を投じることもあるということです。

そこで、このようなトラブルを防ぐ意味からも、個人が、あらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解があります。平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会におきまして、貴重な1票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、公職選挙法上は特段の制限はありません。みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じでありますと答えております。

しかし、その実施の可否につきましては、各選挙管理委員会の裁量と伺っておりますが、本市におきます選挙管理委員会におけるご所見をお伺いいたします。

次に、交通安全対策についてであります。

まず1点目は、県道泉佐野岩出線と農免道路の交差点について、和歌山市方面から紀の川市方面へ東進する際、セレモール那賀前の歩道が車両にせり出している形になり、車両と歩道の縁石が接触しそうになるとの苦情が多く、歩道を北側に20から30センチほど後退させられないか、お尋ねいたします。

2点目は、個人の駐車場の中央に当たるところにカーブミラーが設置されている場合、交通安全上、必要ではあります。反面、個人所有の駐車場の使用に支障がある場合、道路管理者としての対応はどのようになされるのか、お答え願います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 高齢者の投票行為への対応についてのご質問にお答えし

ます。

投票所にメモ等を持ち込むことにつきましては、公職選挙法上、特段の規制はありません。したがって、メモや法定ビラなどを持ち込むことは可能であると考えますが、ビラなどの大きなもので、投票所にいるほかの人に見えるような場合は、持ち込んだ人の投票行為、どの候補者や政党に投票したか、これを公表しているとみなされ、また、候補者名などを掲げて選挙運動しているとみなされるおそれもあり、その場合は公職選挙法に抵触することも考えられますので、ご注意いただきたいと思っております。

また、選挙管理委員会では、投票所でBGMを流し、投票所の雰囲気や和らげる取り組みを行っております。このほか、高齢者や体の不自由な方の投票しやすい環境づくりとして、入り口に段差のある投票所にはスロープを設置、スロープの設置が困難なところは係員の呼び出しベルを設置、車椅子や車椅子用記載台、拡大鏡、つえを置くためのホルダーなどの配備も行っております。

なお、みずから投票用紙に記載することが困難な場合は、投票所係員が代理で記載する代理投票の制度もありますので、投票所で係員に申し出ていただきたいと思っております。

今後も投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 歩道を北側へ後退させられないかについてであります。議員ご指摘の交差点は、県道泉佐野岩出線のバイパス工事において、平成13年度に供用開始されました。交差点を構築する場合、道路構造令に基づき、交差点への進入角度は直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないとなっております。あわせて、道路法第95条の2に基づき、県道管理者の和歌山県と公安委員会及び岩出市で調整した結果、現状の交差点形態となっております。

このようなことから、道路形態が交差点付近でS字となっており、北側の歩道が南側にせり出している形になっております。現場を確認したところ、歩道と車道を分離する縁石にタイヤが接触している痕跡があり、供用後13年経過していることから、歩道を後退できるかについて、和歌山県及び公安委員会に検討していただけるよう要望してまいります。検討の結果、可能であれば、早急に対応してまいります。

なお、その間の対策として、縁石の上にラバーポールを設置し、注意を促してまいります。

次に、カーブミラーの件についてですが、カーブミラーの機能が十分に得られる

範囲内であれば、道路施工承認申請の許可のもと、設置場所の変更を認めています。ただし、既設のカーブミラーが道路敷地内に設置している場合、移設に伴う費用については個人の負担となります。

また、適当な移設場所がない場合につきましては、移設希望者と主にカーブミラーを利用している地元区自治会と市で協議を行い、対応策を検討してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1点目の高齢者対策投票行為についてであります。メモ、法定ビラ等、持ち込み可能であると。そこでちょっと確認1つしたいんですが、代理投票も可能であると。障がい者の方なんかで書けない場合、この方は、あらかじめ家族の方がメモを用意しておいて、そして、代理で書いていただく、係の方にそれを渡して、この方を投票したいという意思表示をした場合に、可能なかどうか。法定ビラであれば問題ないと思うんですが、あらかじめ書いてきたメモを手渡す場合、それもオーケーなのかどうか、それがまず聞きたいのが1点です。

次に、2点目のカーブミラーの件であります。移設できれば移設したらいいんですけれども、なかなか移設する場所がないとか、そういった場合はいろいろ検討していくということになるんですが、具体的にどのような対応になっていくのか、教えていただきたいと思えます。

以上2点、よろしく申し上げます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 田畑議員の再質問で、代理投票の場合、家族の方がメモを書いて、それを持ち込んでも可能かということによろしいでしょうか。

家族の方が書いていただくというか、本人の意思、本人がこの候補者に入れる、また、その党に入れるという、本人の意思があれば、それは可能です。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 一例ではございますが、既設が1本の支柱で立っているカーブミラー一等であれば、移設の希望者の土地に支障がなければ、2本に分割するなど、考えることができます。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告6番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。今回の一般質問は、負担軽減策について1点、また、道路整備と安全対策について2点質問をいたします。

まず、1番目の負担軽減策についてですが、近年では異常気象の影響により想像を超える自然災害が発生しております。住民の暮らしを補償する住宅保険もさまざまな補償内容が追加され、補償内容の充実が図られていますが、損害状況により補償されない場合があります。その場合は、当然、自己負担で住宅の修理をしなければなりません。不運にも被害を受け、つらい思いをされている状況の中で、さらに補償適用外となれば、二重の苦しみに遭われます。ガラス1枚分などの少額であっても救済できる政策があれば、被災者のつらい思いを少しでも軽減できるものではないでしょうか。

以上のことから、災害被害における現物支給券などの施策の考えについて、お聞きをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの1番目質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 玉田議員ご質問の1番目、負担軽減策についてお答えいたします。

災害における被害としては、台風襲来における瓦や雨どい、窓ガラスの破損や地震発生による壁のひび割れなど、さまざまなケースが想定されますが、それらの修繕については、被災者みずからの費用負担で行っているのが現状でございます。また、それらの被害に備えて、各種保険に加入している場合も見受けられます。

ご質問の災害被害における現物支給券の支給についてでございますが、個人財産への公的資金の支出については、検討すべき課題が多くありますので、他団体での実例調査や研究は行ってまいりますが、現時点では、ご質問の施策を行う考えはございません。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次に、2番目に、道路整備と安全対策について、2点質問をいたします。

まず1点目に、京奈和自動車道が着々と工事が進められる中、岩出市内においても渋滞緩和策や生活環境整備のために、急ピッチで道路整備が進められていますが、

道路整備の進捗状況についてお聞きをいたします。

2点目に、京奈和自動車道が完成し、岩出市内の道路整備が整えば、さらに交通量がふえることが予想されます。京奈和自動車道に向かう自動車などにより、今まで以上に粉河加太線の利用者がふえることも予想されます。

そこで、新道路安上湯窪線、粉河加太線側の交差点ですが、西から東に向かう信号が時差信号となっており、さらに交差点を過ぎると、道路が緩やかなカーブとなっており、その先にはうぐいす台方面に結ぶ道路があります。うぐいす台方面から南に下り、粉河加太線に進入する場合、時差信号になっていることが知らないドライバーは、正面の東から西に向かう道路側に赤信号により停車している車があれば、西側から来る車が少ないと判断してしまう危険性があり、さらにはスピードを出した車が、時差信号時の交差点に進入し、緩やかなカーブを過ぎれば、うぐいす台方面から下ってきた自動車との交通事故が発生する可能性があり、事故を未然に防ぐためにも、時差信号廃止の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 道路整備の進捗状況についてであります。まず、市道根来安上線につきまして、市道安上中島線とあわせて、岩出市の南北を縦断する主要幹線道路として生活道路の骨格をなし、さらに国道24号と京奈和自動車道、（仮称）岩出インターチェンジを結ぶアクセス道路として、岩出市内の交通を分散することが期待されます。事業の進捗につきましては、平成26年度におきまして、本線の改良工事、住吉川に係る橋梁工事などに着手しており、平成27年2月に舗装工事を含む全ての工事の契約を締結し、紀の国わかやま国体・大会の開催に合わせ、平成27年8月完成に向け、整備を進めております。

次に、市道押川根来線につきましては、クリーンセンターや火葬場への進入する新設道路として、現道の市道押川1号線が利用できなくなると、市民の皆様に多大な影響が出ることを予測されることから、災害に強い道路として整備を進めております。事業の進捗につきましては、平成26年度において、のり面対策工事や擁壁工事、地山の切土工事などに着手しており、平成28年3月末の完成に向け、整備を進めております。そのほか農免道路の歩道設置工事、団地内道路整備などの生活道路改良工事や橋梁耐震工事など、平成26年度を予定しておりました工事につきましては、全て完了しております。

次に、2点目、交差点の時差信号廃止の考えについてですが、現在、京奈和自動

車道、仮称岩出インターチェンジの供用を見据え、岩出インターが端末の可能性があり、渋滞が予想されることから、国土交通省和歌山河川国道事務所、県土整備部道路局、那賀振興局建設部、県警察本部交通部、岩出警察署、岩出市が、主要交差点等の想定される渋滞について対策会議を行っております。

議員ご質問の交差点も、国で実施した現状の交通量調査と供用後の交通量及び需要率の予測をもとに、県道粉河加太線東進の青信号が西進の青信号より10秒長い時差の廃止も含め、検討しているところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点質問させていただきます。

主要幹線道路2路線が、平成27年度で完了ということですが、当然、完成しますと、交通量がますます増加していく中で、特に、農免道路におきましては、学校へ行く通学路にもなっていることから、歩道設置等による安全対策について、どのような見通しがあるのか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 再質問にお答えいたします。

主要幹線2路線が、平成27年度完了とお聞きしました。今後、交通量がますます増加している農免道路の歩道設置等による安全対策の見通しについて、お答えいたします。

平成27年度より交通安全対策事業としまして、東西の主要幹線道路であります農免道路において、西国分地区では交差点改良事業の測量設計業務を実施いたします。また、通学路に指定されている山地区について、歩道を含む改良工事を行うほか、同じく通学路である曾屋・堀口地区、整備後、通学路に指定予定の中黒・赤垣内地区の測量設計業務に取り組んでまいります。

これにより、歩行者並びに通学路の安全確保が図られるものと考えており、今後も教育委員会との連携を図りながら、歩道設置の推進を行ってまいります。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議

ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、平成27年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(15時25分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成27年3月24日

岩出市議会議長 井 神 慶 久

署名議員 松 下 元

署名議員 田 畑 昭 二